
平成26年 第18回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

平成26年 6月14日 (土曜日)

議事日程 (第2号)

平成26年 6月14日 午前9時0分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1番	平田 信將	2番	黒木 徳勝
3番	後藤 晴一	4番	平山 賢治
5番	山田 英敏	6番	林 威範
7番	安丸眞一郎	8番	花等 順子
9番	平田 一成	10番	森田 勝典
11番	山内 剛	12番	長野 正明

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 福永 康雄

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	佐藤 嘉洋
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	山本 浩
税務課長	……………	渡邊 康弘	福祉係長	……………	案納 明枝
健康支援係長	……………	舩田 有紀	地域振興課長	……………	平田 栄一
地域振興課企画監	………	久次 桂二	産業課長	……………	矢野 孝一
建設課長	……………	重松 俊一	子ども課長	……………	大浦 克司
会計課長	……………	須山りつ子	生涯学習課長	……………	森田 正道
住民課長	……………	川原 久明	総務課企画監	……………	高良 朝子
総務係長	……………	田中 豊和	財政係長	……………	早川 正一
監査委員	……………	棚町 和幸			

開議 午前9時00分

○議長（長野 正明） 皆さん、おはようございます。本日は、早朝より多くの皆さんに傍聴においていただきましてありがとうございます。

ただいまから平成26年第18回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（長野 正明） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております、3番、後藤晴一議員、発言席からお願いします。後藤議員。

3番 後藤 晴一議員 質問事項

1. 本町の農業の現状と課題について

2. 本町の自然と農業を観光資源に

○議員（3番 後藤 晴一） 皆さん、おはようございます。3番、後藤晴一でございます。議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

さて、質問事項でございますが、通告のとおり大項目の本町の農業の現状と課題についてと2番目が本町の自然と農業を観光資源にの2項目について質問させていただきます。質問に当たっては、小項目ごとに質問させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

本町におきましては、平成16年に住民投票で合併しない自立の道を選択し、財政安定化対策をもとに、諸施策方針が立てられ、自立のまちづくりに向かって町政に取り組まれているところでございます。

このような施策展開の中で、町当局も御認識のことでございますが、全国的に少子高齢化が確実に進み、当町の人口も中長期的に見れば、人口減少や高齢化の一層の進展が予測されております。町長におかれましても、3月の定例議会の御挨拶の中で現役世代の定住、転入につながる取り組みをする必要があると言われました。全く御認識のとおりと思います。

ところで、昨年12月、政府は米の生産調整、いわゆる減反を5年後をめどに廃止する方針を決定したことを発表いたしました。これはTPPの諸問題を絡め、新たな農業構造改革を踏まえた国の政策推進と考えられるところでございます。

当町も面積の6割が農地であり、農業は町の基幹産業と言われております。ちなみに、本町の総合計画に示されている平成20年の土地利用状況は総数22.83キロ平米、そのうち田が

10.94 平米、畑が3.10 平米、毎年田畑は微減、宅地造成地は増減を示しております。

町長も、先ほどの挨拶の中で、国の政策推進を踏まえ、農業をいかにして守っていくか、皆さんと一緒に考え、町としてできる限りの応援をしたい旨のお言葉がありました。このことは、農家はもちろん、町民全体の大きな関心事であり、課題でもあります。今後の町の開発発展にかかわる大変大きな問題と考えます。

そこで、大項目の1つ目の質問でございますが、産業課長にお尋ねいたします。

農家数は全国的に減少傾向にあると言われていています。これは5年ごとに行われている世界農業センサス、あるいは国の農業センサスによる統計によるものと思います。直近の調査は、2010年、平成22年2月1日で行いました。5年ごとの調査ですから、来年は調査の年に当たると思います。本調査から町の農家数、販売農家数、専業農家数をお示しいただき、どう分析されているかを伺うものです。町独自の調査があれば、それでも結構です。国全体の傾向もわかれば、あわせてお願いしたいと思います。

○議長（長野 正明） 矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） おはようございます。産業課の矢野でございます。ただいまの質問につきまして答弁をいたします。

議員御指摘のとおり昨年12月、政府のほうで減反の廃止というようなことを明言されました。その意を受けまして、大刀洗町も鋭意努力するわけでございますが、先ほどの質問にありました農家総数、販売農家等々の本町の傾向はということでございますが、また具体的に1990年から2010年、約20年間の動向を見ますと、農家総数が1,413戸から914戸で、約35%ほど減少をいたしております。

そして、販売農家は1,214戸から716戸、約41%ほど減少をいたしております。ただし、専業農家につきましては206戸から197戸というようなことで、ほとんど横ばいというような傾向にあります。

減少の理由といたしましては、考えられますに第一種兼業農家、これが第二種兼業農家に移りまして、第二種兼業農家が利用権設定等々で非農家になっているというような傾向で、全国的な傾向とそんなに変わらないというように分析をいたしております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） ありがとうございます。ただいまお示しいただきましたように、本町の農業は微減でありますけれども、減る傾向にあるというお答えでございました。このような数値は施策計画、事業計画の基本的なものになるものでございまして、今後の動態の推計にもなるもので、お聞きしたわけでございます。ただいま数値をお聞きした以外でも、施策方針計画

上、重要な数値もまだまだあると思います。その点から、やっぱり統計上の数値推移は大事なものであるということをおっしゃっています。その辺は十分御認識のことと思います。

そこで、2点目の質問に移らせていただきます。

同じく産業課長にお尋ねいたします。

ただいま数値を示していただきましたように、農家、それからまた耕作地の現況、現状分析を踏まえながら、本町の基幹産業である農業の振興策を考えて、現行の施策推進をなされていることと思います。最近では北部地域の開発行為による農地転用、就農者の高齢化にかかわる利用権設定など新たな問題と、農業委員会におかれましても対策的なことも多々大きくなっていることと思います。

大刀洗町の施策についても、平成18年8月に農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が作成され、農業政策の根幹とも言える圃場整備、担い手となり得る農業後継者問題、生産組織の育成などに取り組み、各事業を推進されていることと思います。そういう中で、特に成果が上がっている事業、あるいは継続的に取り組む事業等、種々あると思いますが、今後の事業見直しについてお考えをお示しいただきたいと思っています。

○議長（長野 正明） 矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） それでは、答弁をいたします。

先ほど御指摘のとおり、圃場整備事業、これにつきましては、まず大刀洗町は昭和50年代前半から農業の基盤づくりというようなことで、圃場整備の推進に努めてまいりました。面積にしまして約、大刀洗町が全体で1,200から1,300という、圃場整備できるところが1,200ぐらいと考えておりますけれども、約900ヘクタール圃場整備の完成をいたしております。約80%前後になりますけれども。先ほど指摘ありましたように、平成25年度からは町の北部地区、約、大体100ヘクタールほどありますけれども、圃場整備可能なところは、そのうちの60ヘクタールを圃場整備の計画といたしまして、山隈地区を中心に推進委員さんをつくっていただき、現在、29年の採択着工に向けて、地元と一緒にしまして推進を行っている状況でございます。機運といたしましては、かなり高まっているというふうに思っております。

北部地区におきまして、圃場整備はどうしてしなくちゃいけないかといいますと、先ほど言われました遊休農地が約10ヘクタールほど北部地域に、この地域に固まっているというような状況がございまして、長く農業を続けていくためには、やはり整備をしないと、ますます遊休農地がふえていくというようなことで、圃場整備の計画を立てております。

そういった中で、特にどういったものを全体的に考えまして施策を打たなければいけないかというようなことでも、整備された圃場整備につきましては、その圃場を有効に活用するために、事業完成後に生産性の効率を上げるというようなことから、集落営農を推進して

きたわけでございます。その結果、集落営農につきましては町内9つの集落営農組織が経営をされております。

特に、米、麦、大豆の土地利用型農業を主に行っていたいておりますけれども、そういった中で、そういった組織をより強くなるように、推進をするために法人化を推進しているわけですが、昨年の2月にその9つの組織から、栄田、今川地区が全体の先駆けとして法人化をされております。そういったところを機に、また法人化をふやして行って、強い農業、組織づくりを行っていかねばいけないというふうに考えております。

また、担い手の育成にしましても、県の普及指導センターでありますとか、JA、あるいは農業委員会等の指導を受けながら、地域農業のリーダーとして活躍していただきますように認定農業者という制度がございまして、その認定農業者を育成いたしております。その認定農業者が法人を含めまして95名、大刀洗町で95名の方が認定農業者でありまして、自分が持つ営農改善に向けて鋭意努力をされているという状況でございます。

それからまた、就農に関しましてですけれども、平成25年度からは新規就農者の支援といたしまして、青年就農給付金事業に取り組みまして、約3名の方が昨年では新しく就農をされております。そういった方と、先ほどの担い手、認定農業者の方を中心に本町農業を担っていただくということに大いに期待がされるわけでございます。

以上述べましたように、圃場整備後のいろんな施策をもとに、それなりと言ってはあれですが、育成した結果が着実に上がってきているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） ありがとうございます。種々取り組みはされていること、よくわかりました。特に、生産農業を育成という形での農業政策を進められていると。9つの営農集団が誕生したということも今お聞きしました。組織的な問題がございすけれども、今後もそういう方向を進めていただきたいと思います。

そこで、今出ました認定農業者の件でございます。

これについては、国の施策というか、国の方針を示した施策でもあると思いますけれども、実態は各自治体が認定にふさわしい生活水準とか、そういうことを考えて、これを認定していくという制度でございます。事実、今95名の方がそういう育成をされたということをお聞きしました。また、法人も3名ということでお聞きしました。このあたりが、また後ほども申し上げますけれども、今の農業人口の微減とか、そういうことを考えますと、また経済情勢を考えますと、こういう今の時点での大刀洗町のレベルによる認定基準とか、そういうものも変わってくると思います。

先ほど申し上げました農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というのも、大刀洗は決めておられます。この辺の、これはたしか5年ごとになって、18年ですか、もう大分になりますから、その都度改正されているのかどうかわかりませんが、その辺も緻密に見きわめながら、そういう農業認定者を認定していく必要があるのではないか、そういうふうに思います。

ところで、今農業認定者95ですか、これは昨年と比べてどうですか、横ばいでしょうか、それとも今後もふえる方向にあるとか、そういう感触をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長野 正明） 矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） 平成25年度までは、ほぼ横ばいでした。92から95と、若干ふえておりますけども、認定農業者に関しましては横ばいでございます。

ただ、ことし、先ほど話がありましたように、26年度から経営所得安定対策、政府の減反廃止が5年後にあるというようなことで、27年度からは経営所得安定対策の助成金、これにつきましては認定農業者じゃないと出ないというような方針が立てられておりますから、今の認定農業者の基準が520万円、1つの農家当たりがですね。1人の経営者にしますと、470万円というような町の基準がございます。

ですから、この基準でいきますと、例えば5ヘクタール経営されてあっても4ヘクタール土地利用型で経営されてあっても、補助金が認定農業者じゃないと出ないというような状況になりますので、これにつきましては見直しですか、国が示すような基準ではなくて、町独自の認定農業者の基準をつくりまして、地域を担っていただく、例えば5ヘクタールといたら、昔でいいますと、相当な経営でございます。

そういったものを考えますと、遊休農地を出さないというのが町の方針でございますから、そういったふうにして5ヘクタール、例えばそういうふうな大きい農業面積を耕作してある方につきましては、地域を担っていただくというような観点から基準を下げまして5ヘクタールであるとか、それを400万とかというようなことで基準を見直して、そういった施策に当たりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 私も今度国の政策として発表されました、そこは非常に気になったところでございます。今認定農業者を育成されてると、こういう現状の中で、果たしてこのまま認定農業者制度、国もその辺に今度は、さっきおっしゃったように、力を入れるということを見ておりますので、どうかなということでお尋ねしたわけでございます。その辺は町の基準も随時見直していくというような答弁でございましたので、今後ともその辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それと、最近は園芸農業ですか、これが非常にふえてきているのではないかと、いつの時点か、全員協議会の中でもその辺がちょっと力を入れて、ふえてきているんじゃないかというような、聞いたような、数字的にはちょっと申しませんが、そういうようなことをちょっとお伺いしましたので、そのあたりの傾向はどんなふうでしょうか。

○議長（長野 正明） 矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） では、答弁をいたします。

施設園芸につきましては、大刀洗町の圃場を見ていただくとわかりますように、最近施設園芸的なものがふえております。ハウスとかがですね。前は大堰地区を中心にハウスがほとんど建っておりましてけども、最近は大堰整備地区で言いますと、中部地区であるとか西部地区であるとか、西部第二、下高橋であるとか、そういったところに施設園芸が大分出てきております。

ですから、傾向といたしましては、大堰地区を中心に露地野菜でございますけども、施設園芸につきましても全町的な広がりになっているというような状況でございます。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 御答弁のとおり、地域的にもあちらこちらに施設園芸と申しますか、そういうことがふえてきたという御答弁でございます。これについても、県のほうも活力ある高収益型園芸産地育成事業という形で、その事業の補助金あたりも利用されて、今施策推進されていることですので、その辺も絡めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次の質問にまいります。

3点目は、町長にお尋ねいたします。

冒頭申し上げましたように、政府が昨年12月決定した米政策の見直し、減反政策廃止をどう受けとめ、どう町の政策推進を図られるか、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） では、答弁をいたします。

政府の米政策見直しにつきましては、国は今後米の生産調整は行わない、言いかえれば地域でその地域に見合ったやり方で調整を行ってほしいということだと受けとめており、本町を含めた地域の果たす役割がますます重要になると認識しております。町といたしましては、現時点で国の見直し制度が不十分でありますので、具体的な施策方針は決定しておりません。

しかし、今後は県農政部、普及センター、近隣市町村、JAなどと連携を密にとり、農家との合意形成を図りながら積極的に進めてまいります。

方向性につきましては、政府の進める4つの改革に対し、1つ目が国の農地中間管理機構と連携を図り、農地の担い手への利用集積への推進を行います。

2つ目が、米の直接支払交付金や米価変動補償交付金の廃止の工程を明らかにした上で、農家

の理解を得るようにします。

3つ目が、意欲ある農業者がみずからの経営判断で作物を選択する状況を実現するために、主食用米偏重ではなく、麦、大豆や露地野菜などへの作付転換を振興します。

4つ目に、魅力ある田園風景を守るための活動である従来の農地・水保全管理支払交付金事業の目的をさらに追求した多面的機能支払交付金事業への制度移行を進めます。

その他、さきにも課長が述べましたが、圃場整備事業や全町にわたる暗渠排水事業などの土地改良事業を推進し、遊休農地のない本町農業の確立推進に当たりたいと、そのように考えております。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） ありがとうございます。町としての考えも幾つか述べていただきまして、まさしく今度の減反廃止とか、これに絡む地方自治における、我々1万5,000の町にとっては大変大きな問題であるというふうに考えております。

そういう中で、特に先ほど出ました認定農業者、これに対する施策の方向性というのが厚くなると、国はそちらのほうに力を入れるということでございます。その辺のあたりも、県との絡みもでございます、県の情報もしっかりとつかんでいただいて、その辺は、ただいま町長が幾つかの町としての方向性を示されましたので、その辺を十分緊密な連携をとっていただけて進めていただくようお願いしたいと思います。

次に、4点目の質問にまいりたいと思います。

本町の自然と農業を観光資源にして町の活性化を図り、町民の方々が町民の将来に希望が持てる、また明るい展望が見える施策の方向性を示す必要があると感じるわけでございます。先ほどの質問で触れました農業問題も、喫緊の問題でもあります。通告に示しております農業体験農園、農業観光センターなどは私のイメージではございますが、そこで地域振興課長にお尋ねいたします。

大刀洗も本年4月から組織を改正され、自治振興が組織化されております。自治振興のためには町のよさを町外に発信することも大事ですが、大刀洗の基幹産業の農業を核とする自治振興策も重要なことと考えます。町の特徴をいかに生かした行政の横のつながりのある行政指導も大切なことと思います。お考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） では、後藤議員の質問に答弁いたします。

本町におきましても、農業従事者の高齢化や減少化は深刻な問題でございまして、議員御指摘のとおり、町の特性であります自然と農業を生かした活性化は、いずれ推進する必要があると考えております。

しかしながら、宿泊型農業観光センターについては、費用対効果などを考慮いたしまして、今のところ町で整備することは考えておりません。また、農業体験農園につきましては、現在、県下で約20カ所が行われておりますが、近隣の入園者数や経営状況等を調査した上で、本町が実情を踏まえながら、必要に応じて農園の経営者の発掘を図らなくてはならないと考えております。

一方で、ソフト事業につきましては、平成23年度から収穫体験ができる大刀洗バスツアーを実施するなど、多様な角度から取り組みを通じまして農業の活性化を図っているところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） ありがとうございます。幾ら基幹産業の農業、自然を観光資源といっても、なかなか難しいことでございます。大刀洗には温泉、溪谷、山、海、歴史的な町並みと、一般的に皆さんが全国的に観光と言っておる、そういうものについては、ちょっとそういうところに比べれば希薄でございます。

大刀洗には、観光資源として大刀洗公園、床島堰、今村カトリック教会、大堰神社、三原城跡など、これらの活用も重要なことですが、総合計画の中にも現況課題として、「近年の観光客ニーズは、「見る」「食べる」「買う」に加え「語り合う」「作る」「収穫する」など、その地域の「人」や「もの」とのふれあいや体験を求める傾向にある」と、総合計画にもこう示されております。

このことを課題とするだけでなく、取り組みの強化を図るとき、今こそ強化を図るときではないかと思うわけでございます。もう一度、先ほどお聞きしましたけど、確認をしたいと思います。地域振興課長、お願いします。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） では、本町におきます観光資源は、先ほど後藤議員が言われたとおりかというふうに思っておりますけれども、農業に対する、農業と接する体験活動とか、収穫に対する事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、福岡のほうから、農協と共催で行ってございましたバスツアー、収穫体験事業とかを行ってございました。

さらに、産業課の方でしたけども、以前筑後田園都市の関係のほうの福岡のほうからの子供たちを呼んでの収穫体験事業とかを行ってございました。

さらに、昨年ですけども、25年度には総務省におきますふるさと財団の地域再生マネージャー事業におきまして短期診断を行っております。それで、今年度ですけども、食と農業を生かした観光産業の社会実験が始まっております。先日新聞に載ってございましたけども、就業改善センターにおきましてダッチオープンの事業を行っております。それで、大刀洗町の野菜を使った、

そういうダッチオープンを使つての町内外での交流関係も始めているところでございます。

さらに、地域おこし協力隊におきましては、農業に焦点を当てました交流型の体験農業を行いまして、農業同士での交流関係を深めるようなものも行っております。

ですので、本町におきましても、わずかずつではございますけど、多様な多角面でのソフト事業を進めて、観光というか、農業と収穫体験とかを含めてのソフト事業を進めておる次第でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 今の答弁でも、大刀洗の広報なんかも広報してありますので、私ももある程度認識しておりますけれども、本当に町民が大刀洗町の基本産業である農業を意識した、ああ、大刀洗町は頑張りよるなど、そういう観光資源になっているかと捉えると、その辺は周辺自治体に比べると、まだまだ薄いのではなからうか。先ほど答弁にもありましたように、福岡県内でも20のそういう体験農業とか、そういう自治体が進められているという答弁もございました。

そこで、ちょっと副町長にお尋ねしたいと思います。

こういう問題は、県の地域振興にかかわることだと思います。観光に対する意識の変化は、先ほど示しましたように、総合計画の中でもいろんな新しい観光のやり方を示されております。これは立派なものだと思います。

周辺自治体でも、先ほど言いましたように、きちっとそれを受けとめて、農業体験受け入れ、農業の取り組みの実態、成果の公表、農業の大切さを観光指標に取り入れられているところがたくさんあります。先ほど20というふうにお示しありましたが、まだまだ県の地域振興課の事業内容を伺ってみますと、まだまだたくさんございます。

これは、地域的に北部地域、筑後地域とか分けてやってあると思います。この中に一体大刀洗はどこに入っているんだろうかと、そういう考えも浮かぶわけでございます。農業を通して、観光はもちろん、いわゆる健康、福祉、教育まで、そういうものを生かすというような工夫もされているところもあります。大刀洗町は人口1万5,000の自治体であります。財政的にも単独で行う事業も、限られたものになると思います。

そこで、県の広域地域振興策に乗ることも重要なことだと思います。そこで、地域広域振興策として県周辺自治体、先ほど地域振興課長もお答えでございましたけども、今後そういう面をいろいろと研究していくというようなこともございました。そういうところから、副町長は県にももとおられましたから、そういう県の地域振興課ですか、そこなりに大刀洗町としての方向性を折衝に行かれたか、あるいは地域自治体とのそういう地域性を持った、そういう事業の話し合いが

持たれたか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 後藤議員の質問にお答えさせていただきます。

後藤議員おっしゃられますとおり、県の以前の機構改革で、広域的な地域振興を図るということで、広域地域振興課というものができまして、筑後地域については田園都市評議会ということで、筑後の12市町、この中に大刀洗が含まれておりまして、県が主導のもとに共同しながら観光に係る、先ほど議員言われましたように、多分野に係る振興策が図られてるところでございます。

大刀洗町につきましては田園都市評議会、これについては昨年小林さんという宮崎のほうに今拠点を置かれてるカメラマンさんが大刀洗町の古民家のほうに短期居住されて、外部の方から見る目線の町のよさを発掘するというので、自然のよさを都市圏に向かってPRしていただいた、そのような事業を県と一緒に進めさせていただきました。

いろいろと幅広く県のほうもやっております、今年度についてはスポーツを軸とした筑後地域の振興策を図りたいということで、そのような方向性が示されております。それについてうちの町がどういった形で、例えばかかわることができるのかというのは、今のところまだ具体的には見えてきておりませんが、もしそれで大刀洗町が何か可能性が広がるようなものが見受けられれば、何か乗っかっていきたいなというふうに思っております。

個別に何かいろいろ協議されたかということですが、定例的に全体会と、あと観光なり、高齢者の見守りであったり、子どもキャンパスという、例えば子育ての健全育成であったり、いろいろな分野がそれぞれの担当課が部会という形でかかわっておりますが、正直言ってなかなかうまく活用し切れてないところがあると思います。特に、観光については、大刀洗については筑後の一応北端ということで、なかなか広域的なところでもかかわりづらいということで、特別に福岡地域になりますが、筑前、朝倉もこの田園都市に入れてくれということで、オブザーバーに入ってもらっております。

大刀洗については、西鉄の甘木線なり、甘木鉄道というところが観光のどうしても重要な公共機関になりますので、そういった意味で、筑前、朝倉も入っていただいたということで、観光については、大刀洗町で宿泊もございませんので、いいところを生かしながら、久留米なども中心になっていただきながら広域的な部分で周遊できるような形で広めていけたらというふうに思っております。

ちょっと済みません、回答になったかどうかわかりませんが、私のほうからの答弁を終わらせていただきます。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） そういう組織的な田園都市評議会とか、そういうのがあることは承知いたしましたけれども、そういう中で、やはりもっと大刀洗を強くアピールするとしたら、先ほど言いましたように、大刀洗の自治推進都市の横のつながりが必要かと思えます。しっかりしたそういう基礎固めをした上で、そういう案を県なり、それからそういう広域田園都市評議会等に持っていくとか、また必要に応じては近隣の自治体と協議してやるとか、先ほど今後そういうものは検討というか、やっていくというような回答でございましたけれども、強くするためには、先ほど言いましたように、大刀洗内部がきちっと固まるというか、そういうものが必要かと思えますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思えます。

最後に、健全財政も含めて、地方自治の推進の決意を町長にお聞きしまして、私の質問を終わりたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（長野 正明） ただいまの質問は、通告にはございませんけども、差しさわりのなければ答弁をお願ひしたいと思えます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 実は6月号の「中央公論」というのが発行されまして、「消滅する全国の自治体523」という大きなタイトルで、衝撃的な本ですけども、発行されました。その中で、大刀洗はどうかという、福岡県で18の自治体が2040年には消滅すると、その中には大刀洗は幸いにしてまだ、まだというか、入っておりません。

私としては、とにかく自立し継続できていくような、そういう強い行政を確立したいという、そういう思いで、当初から取り組んでおります。いろいろよそと連携するということも大事なこともありますけれども、よ所に頼るというよりも、自力で頑張っていけないとやっていけないことですから、これからも継続して行政改革を進めていきたいと思っておりますし、無駄なことはなるべくやらないと、いいことだけをやると、そのようなつもりでやっていきたいと、そう思っております。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 最後ですけども、衝撃的な18自治体が消滅するというような、そういう「中央公論」ですか、そういうお話もございましたけど、また健全財政も町長が進められていることはよくわかります。何回も示されました、経常収支がいい傾向にあると。

しかし、町民は、大刀洗町がいろいろ海外とか、県内にもいろいろPRして、その辺は十分高まってきているのではないかと思いますけれども、やはり基礎固めといいますか、そういうことをしっかりお願ひしたいと思えます。

そういうことをお願ひして、私の質問は終わりたいと思えます。

○議長（長野 正明） これで後藤晴一議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 次に、10番、森田勝典議員、発言席よりお願いします。森田議員。

10番 森田 勝典議員 質問事項

1. 元酒造所の大きな倉庫が危機的な状況になっているが有効な対策はあるのか
2. 家庭で看護されている重度心身障がい児・者の災害時避難場所の確保は万全か

○議員（10番 森田 勝典） 議席10番の森田勝典でございます。ただいま議長から発言の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。まずは、皆様、おはようございます。傍聴席の皆さん、おはようございます。

さて、事前に通告しておりました質問でございますが、これは元酒造所の大きな倉庫が危機的な状況になっているが、有効な対策はあるのかということをお聞きでございます。

空き家対策とリンクしてるといことで捉えられると、ちょっと困るんですが、これは非常にピンポイントな質問でございますので、よろしくお願ひいたします。ここに御出席の議員各位、それから町長初め、執行部の皆様は既に周知の大きな老朽化の激しい倉庫の問題でございます。

では、現状を御説明申し上げます。

その前に地球環境の異変からか、2年前もこの大堰地区の集落が未曾有の大雨で孤立したし、住民が避難したことは、非常に記憶に新しいものでございます。ことしも、衣がえを前に、全国的に高温の地域が多数報道されておりました。特に、北海道においても音更町では、6月初旬としては観測史上最高の35.6度の記録がありましたと報道されております。また、当町でも今月の6月3日の夜半から早朝にかけて、非常に強風が吹き荒れて、私も家の周りの騒音で眠れない時間を過ごしたことを覚えております。

そして、この日いつものとおり、朝7時半に子ども見守り隊として本郷小学校前の県道で見守っていましたが、突然5年生の女の子が、おじちゃん、おじちゃんということで走ってきまして、元酒造庫の県道に面している大きな扉があります。木造の扉です。これが、おじちゃん、倒れておるよということで通報を受けまして、私もすぐ現場に行き、現状を確認して、学校の生徒たちに被害がないようにということで、すぐ学校に通報し、見守りが8時前、5分ぐらいに終わりましたので、すぐこちらの役場に伺いまして、登庁した職員に現況を報告いたしました。

これは後日談ですが、関係職員が三、四名、至急来てくれまして、応急措置をとられたので、事なきを得たことは、これ報告しております。そういうことで、恐らく今後も予期せぬ大型台風や大雨による洪水もたびたび発生するリスクは避けがたいことと思っております。

ところで、冒頭申しました質問の中身は、大変いろいろな問題を含んでおりますので難しいと思っておりますけど、どうぞ近隣住民、区長、常時県道を通行しているドライバー、そして隣接している小学校の校長初め、教職員、保護者から、ちよくちよくあの倉庫から屋根瓦やら壁土等が落ちておりますと、人や車両に被害が発生したり、児童が通学時とか、運動時間中、そして放課後遊

んでいる最中に、もし事故があったらどうなるかということをおちくちく尋ねられます。私としても有効な手だては持っておりませんと、しかし、今現在、役場当局で一生懸命善後策を検討中ということで、話を聞かれた方には話しておりますが、このことについて一日も早く、事件が発生する前に対策をとっていただきたいと思っております。

それで、今まで、今日までと申しますか、の対応状況と今後の方針について、よろしければ町長の御見解をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、答弁をいたします。

なかなか悩ましい問題でして、現在、例えば小学生がすぐそばの歩道を通れないで、反対側に回って通ってるとか、いろいろ今までもいろんなことをお聞きしてるんですけど、所有者とか、そこ辺が変わったり、それから倒産したりとかで、難しいところがあります。

今までの対策をちょっと御説明しますと、弁護士への相談、それから法務局への意見紹介などを行ってきましたけれども、いずれも有効な対策には結びついておりません。空き家問題の性格上、現状では行政代執行を実施するなど、町が主体的に除去し、解消することは困難ということでもあります。

今後の方針でございますけれども、当面は本郷校区や東本郷区など地域が主体となって、緊急を要する危険回避について取り組んでいただき、町として協力ができる部分については地域と協議をしながら、対応してまいりたいと考えております。現在、当該不動産は裁判所による競売の手続が進められているようですので、落札されれば、落札者に対し、早急の対応を求めてまいりたいと考えております。非常に申しわけないけど、この程度ですので、御了承願いたいと思っております。

○議長（長野 正明） 森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） では、担当の課長さんはどういうふうな御意見でございましょうか。

○議長（長野 正明） 川原住民課長。

○住民課長（川原 久明） 住民課の川原でございます。私のほうから森田議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

この元酒造所の倉庫についての対応については、地域振興課のほうで応急の措置なり、最初の対応をしていただいております。町として、そこも含めまして、町内に6カ所程度緊急を要する危険な空き家がございまして、その空き家の対策につきましては、住民課の生活環境係のほうを担当しておりますので、私のほうから町の対応についてということで御説明をさせていただきます。

昨年の9月に同じく一般質問のほうで、空き家条例をということで御質問がございましたので、

町としても、まずは空き家条例を作成して取り組もうということで、まず10月に町内の空き家調査を実施しております。区長さんに御協力いただきながら、調査をしております。けさの西日本新聞にも出ておりましたように、その結果としては、町内に空き家が122件、そのうちの管理不全、管理されてない空き家が46件ほど、その中で、今言いましたように、危険なものが6件ということで、町のほうでは把握をしております。

その後、12月から空き家対策会議ということで、町内の空き家については、いろんな法律の関係、いろんな防犯上、あと環境、いろんな関連がありますので、6課が集まりまして対策会議を立ち上げております。

その中で、3月まで5回ほど対策会議で、空き家条例について、条例案の検討をして、目標としては6月議会で空き家条例を制定するところで協議を進めております。

その中で、昨年2月に新聞等で、空き家については全国的な課題ですので、国が空き家対策推進特別措置法案を議員立法で、今行われております国会に提案をするという報道がなされております。

また、その内容についても、かなり詳細に報道がっておりますけれども、空き家条例、その中で国の役割、町の役割、県の役割、詳細に国が根本的に空き家対策を進めるというふうな内容になっておりましたので、町としては、その状況を見て条例を制定しようということで、しばらく休止をしておったところですよ。

ただ、今国会をやっておりますが、結果的には今国会に提出をされない情勢でありますので、今後は早急に町として空き家対策条例をどうするか、対策として、町としてどういうふうな対策を打っていくかというのは協議をした上で、方針決定をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） ただいま課長から説明を受けましたですけど、国主導では空き家対策が有効な法律を検討中ということでございますけど、これができても、そしてさらにこれを町で条例化するまでには相当な期間がかかるわけなんですよ。その間に倉庫のほうは、待つてはおりません。もし、瓦が落ちて崩落、たまたまそれが車に当たり、人に当たり、けが人が出た場合なんかどうするかということなんか喫緊の問題なんですよ。

今課長が言うように、私もけさの新聞を読みまして、これを持ってきております。これを見て、これを見たからということで終わるような問題じゃないんです。そういう問題だからこそ、一般質問でしておるわけなんです。せめて、私も策はないと言ったものの、ちょっと金のほうはどういうふうになるかわかりませんが、せめて非常に傷んでおります屋根瓦、特に県道に面したほう、あの倉庫は屋根の勾配も非常に強いように見受けられます。

それで、あれが一旦崩れ出すと、みんなだだだだっとな落ちてくるんじゃないかと思ってるんですよね。結構羽板も腐れたようになっておりますので、せめてあの瓦だけでも、片側で結構です。県道側だけでもいいですから、除去されるか、もしくはネット等をかぶせて崩落を防止していただければ、幾分近隣住民なり、そこを通行する者、小学生の見守り等で非常に安心すると思えますけど、その付近の考えは全くありませんか、これができるまでじっと待ちますということでしょうか。

○議長（長野 正明） 川原住民課長。

○住民課長（川原 久明） 御質問にお答えいたします。

今御質問の倉庫の件ですけれども、今御質問の中でありましたように、強風の後、関係課でとりあえずの入り口の応急処置をしておりますけれども、その後に役場の嘱託の建築士、それから担当課の課長と、あと建設業の方と現場を一応詳細に調査をしております。どういうふうな形で応急的な対応なりしたら、最小限の費用で対応ができるかということなど、いろいろなケースを現場で確認をしております。その結果をもとに近いうちに、来週になると思いますが、地域の議員さん、区長さんにお集まりいただいて、町のほうと今後の方針について協議をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、基本的には町が予算を使って工事をすればいいという問題ではございませんので、できることを整理して、それぞれで協力していただいて、解決に結びつけるような形で協議を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 今課長の説明で、ある程度は納得しましたですけど、これは非常に喫緊の問題です。どうもこうもならないようになっております。御存じのとおり、小学校の運動場、これも遊具が全く何年も使われません。危ない危ないということで、子供たちもそういうところでは遊んでおりませんし、運動会するときでも、そこには綱を張って、皆さん行ってはいけませんよというふうなことの周知をされております。そういう状態で、教育環境も悪い、近所の人たちもあの辺はずっと心配だ心配だとおっしゃっておるし、どうぞ一日も早く善処方のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

これで第1問の質問を終わります。

○議長（長野 正明） 続いて、どうぞ。森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） では、大項目2番目の質問に移らせていただきます。

この質問は、家庭で看護されている、これはあくまでも重度心身障がい児、もしくは者の災害時避難場所の確保は万全かということです。これは今さっき倉庫の話をしたように、気象異変の

影響で、市町村付近でも水害や台風、竜巻がいつ襲ってきてもおかしくないような気象状況になっております。

そこで、2年前の水害、このとき、避難された方々に二、三人会いまして、いろいろお話を聞いたことがあるんですが、このときは町外だったんですが、ある学校に避難したと、しかし、相当いろいろな面で過ごしにくかったということを知り及んでおります。このときの避難者の方々はおおむね御健康な方だったようですが、もし災害が発生し、避難命令が発令された場合、健常者でも相当御不自由な思いをされる指定避難場所に重度心身障がいをお持ちの方々と一緒に連れていっても、到底プライバシーも守られず、また看護も食事も大変苦労されるのではないかと危惧するものであります。

そこで、町の担当課にちょっとお尋ねしたところ、先ほど言う重症患者につきましては、既に菊池校区の聖ヨゼフ園ですか、それと大刀洗校区の幸生苑の2つの施設と協定しているということを知っております。

ただし、ベッド数が少ないから、もし本当に大災害が襲ってきた場合はどうだろうかという不安をお持ちのようでした。そのような危惧をなくすために、例えば本郷地区に老健施設であります。現在、フレグランスがあります、東本郷に。そしてさらにもう一件、東本郷に1つと西本郷、この2カ所に同様な老健施設ができております。建築中でございます。こういう3施設と、また近隣の小郡市や朝倉市、それから久留米、北野町ですね、そこ。等の病院とか施設というところと重度心身障害者施設と前者同様の協定が結べないかということをお尋ねするものでございます。

当然災害は起こらないことを祈るしかありませんが、いつ何どき、どういう状況で、何が起きても不思議ではありません。起きてからあたふたするよりも、早急に対策を立てていたほうがよいのではないかと思います、質問をしたのでございます。このことが重篤の障がい者をお持ちの方々と御家族の危惧を少しでも緩和するのではないかと思います。これこそいつも町長が言う「住んでみたい町、住んでよかった大刀洗」の実現の一步になるんじゃないかと思っておりますが、いかがでございましょうか、よろしく申し上げます。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） では、質問にお答えをいたします。

大刀洗町の大災害というのが考えられるのは、風水害だろうと思うんですね。そこで、実はきのう国土交通省の筑後川の事務所から所長以下、幹部の方が大刀洗町にお見えになって、うちのほうの担当課とあわせて協議をいたしたところであります。今一番心配される地域は小石原川流域、こちらが一昨年も、先ほどちょっと話がありましたけど、床島地区の方が自主的にまず最初避難されていただきました。後で避難勧告は出したところですけども、そういうことで、やは

り心配されるのは今のところ小石原川流域です。

これが今まではっきり示されていなかったんですけども、小石原川が決壊したときにどのくらいまで水位が上がるかというのをきのうやっと、今まで何度も何度も資料を出してくれと頼み続けてきておりましたが、正式ではないけど、公式には出せないと言うけど、やっと資料を出してくれました。

やはり小石原川が決壊すれば、結構危険な状態になるところがはっきりしておりますので、まずそういう地域にどのくらいの重度障がい者の方たちがおられるかとか、そういうところを当てる必要があるだろうと思ってます。当面は、今避難勧告を出さなければいけないような地域はある程度想定はされますから、その辺の区長さんたちを含め、早急に打ち合わせをするようにということで、担当課には指示をしております。

ただ、この避難勧告も一昨年場合は明るいうちでしたからよかったですけども、時間によって真っ暗なときに避難勧告を出したほうがいいかどうかというのは非常に問題があるんですね。ですから、できればそこ辺のことも含めて、区長さんたちと近々に協議をさせていただきたいと、そのように考えております。

それから、施設については、なるべく多くの施設と協定が結べるように今後努力をしていく、そういうつもりでおります。

○議長（長野 正明） 森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） ありがとうございます。

では、担当の方、何か御意見をお持ちならよろしくお願いします。

○議長（長野 正明） 案納係長。

○福祉係長（案納 明枝） 健康福祉課の福祉係、案納です。よろしく申し上げます。人数的なことを申し上げますと、要援護者ということで、要援護者台帳のほうの整備を23年から始めまして、24年度に台帳の整備をしています。25年に、今現在ですけども、また更新の手続、それから新規の方々の台帳の整備というのを行っております。その登録者数が大体560件ほどあるかと思えます。

その中で、障がい者として登録をしてある方が大体14件ぐらいあります。今おっしゃってあります重度心身障がい者については人数で言いますと、障がい児が4名、障がい者が1人ということで把握をしております。

今、森田議員のほうも言われたとおり、福祉避難所が2カ所ございますが、そこでの受け入れがおおよそ12名程度が受け入れ体制がとれているという状況であります。今現在の状況としてはそういう状況でございますが、先ほど町長のほうも申されましたとおり、今後もほかの施設、新しく建設が11月に予定されている施設等ございますので、そこについては、また協議を進め

ていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 今のお答えで大体わかりましたので、ひとつそごがないように、今後とも十分やっていただけたらいいかと思えます。どうもありがとうございました。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（長野 正明） これで森田勝典議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 次に、7番、安丸眞一郎議員、発言席よりお願いいたします。安丸議員。

7番 安丸眞一郎議員 質問事項

安全・安心の街づくりの観点から

1. 消防水利の設置について
2. 業務で取り扱う住民情報（個人情報）管理について

○議員（7番 安丸眞一郎） 議席番号7番、安丸眞一郎です。議長の許可を得ましたので、通告のとおり、安全・安心の街づくりの観点から2点について質問を行いたいと思えます。

まず、1点目は、消防水利の設置についてであります。

防火水槽や消火栓などの消防水利は、火災発生時に1分1秒を争う消火活動において重要な設備であります。これら消防水利については消防法に基づき設置されていると考えますが、住民の方から近くに消火栓がないので、もし火災が発生した場合はとても心配だというふうな声を聞きます。私も現地を歩き確認し、住民の安全・安心のために改善すべきというふうに思ったところでもあります。近年火災の件数は少なくなってきましたけれども、一たび発生すると、消防水利が近くにあるかないかによって消火活動に大きな影響があると思えます。場合によっては、命にかかわることすら考えられます。

消防水利の一つであります消火栓については、消防法の設置基準によって上水道管から一定の基準で設置されていると理解しておりますが、設置当初と比べて住宅などの状況も変わってきているというふうに考えます。消火栓だけを消防水利とは考えておりませんが、防火水槽や河川、堤など総合的に見ても、問題であるというふうに考えているところであります。住民の安全・安心の面からも早急に改善すべきと考えますが、町の考えを問うものであります。

2点目は、業務で取り扱う住民の情報、いわゆる個人情報の管理についてであります。

情報化が急速に進む時代、最近では個人情報データが入ったパソコンの盗難や生徒や保護者の個人情報、成績が入ったUSBメモリーの盗難、紛失またはデータの漏えいなど、いろんな事案が発生してきております。ますます個人情報の管理が重要になってくるというふうに考えられま

す。

また、平成28年1月からは全国民一人一人に番号が割り当てられますマイナンバー制度が導入されますし、災害に対する対策と同じく、起きてからの対策ではなく、常日ごろからの情報セキュリティに関しての高い認識を全職員が持つことが住民の皆さんと職員との信頼関係の上からも非常に重要になってくるというふうに考えます。

そこで、業務で取り扱う住民情報、いわゆる個人情報の管理について、3点について問うものであります。

まず、1点目については、パソコン、USBを初めとする記録媒体の盗難防止対策はどのようになされているのか。

次に、不要となった個人情報に記載された文書類の廃棄などの処理はどのようになされているのか。

3点目として、個人情報の入った書類等を庁舎外へ持ち出す場合の管理はどのようになされているのかについて問うものであります。

以上で質問を終わりたいと思います。

なお、答弁については大項目ごとをお願いしたいというふうに思います。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） では、お答えをいたします。

まず、1点目です。

現在、町内には消火栓が約270基、防火水槽が84基設置されております。それぞれ地元と設置場所を協議して設けたものですが、消火栓は上水道管がないと設置できませんので、住宅地から距離がある場合もございます。また、防火水槽は設置費用などの問題もあり、近年集落への整備は行っておりません。

なお、町内で分譲宅地やアパートなどの開発が行われる場合は、大刀洗町土地開発指導要綱に基づき、消防水利について協議しておりますが、設置費用や水道管の口径などの問題もあり、新たな整備は難しい状況でございます。

そこで、久留米広域消防本部では、火災発生を確知した際に消防水利の有無を確認し、消火栓などが遠い場合には三井出張所からタンク車を優先的に出動させております。特に、住宅密集地が多い菊池校区においては、小郡市の三井消防署からもタンク車が出動し、初期消火に当たります。その間、消防団ポンプ車などからの中継送水を受けることで、引き続き火災鎮圧に当たることが可能となります。今後は消防水利の整備よりも、消防署と消防団の中継送水など連携訓練のさらなる訓練などにより、消防水利から遠い住宅地などへの火災の備えとしたいと考えております。

以上であります、うちの場合は水道管がちょっともともと何か小さいんですね。それで、これ以上、消火栓をつけるのはちょっと無理のようであります。ですから、今答弁したとおりのようなことで対応したいと、そのように考えておるところであります。

以上です。

それで、次の項目については、担当課のほうで答えます。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 1点目の現状はわかりました。まず、防火水槽は費用的にかさむから、設置する考えはないというのがまず1点確認かと思えます。

それから、上水道における設置している消火栓については、水道管が細いから、これ以上の設置は無理だという、まず町長の答弁の理解でよろしいでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 失礼しました。まず、住民の方から声を聞いたときに私も、先ほど申し上げましたように、現地を確認に行って、校区内ずっと自転車、あるいは歩いて回ってきたわけなんですけども、確かに問題、私が今回出してる1カ所については、本郷から基山線のあの県道と東側の県道との間の集落、具体的に言えば上下グラウンド周辺の住宅あたり、距離からしても、これは以前の答弁の中にもありましたように、町としては、消火栓基準は150メートル四方で設置されているというふうに理解しとったんですけど、それから見てもかなり距離が遠いという現状があります。

やはりそこらあたりは、現在、消火栓と防火水利がない、消防水利がないところについては、町長の答弁の中にありましたように、各消防署との連携でタンク車の出動がなされていると思えますけども、やはり初期消火が大事なところ、延焼を防ぐ一つの、申し上げましたように1分1秒を争う、火事の場合は、ような状況になるかと思えますから、ぜひそこらあたり、最初の後藤議員の答弁の中にありますように、無駄な投資はしないけど、必要なことはしていくという町長の方針もあるようですから、細かいようなんですけども、やはり住民の方の命にかかわる部分にも影響しかねないというふうに思っておりますし、もう一点は、早くからできております菊池の工業団地内、あれ周辺には上水道が通っておりますから、消火栓は四方に設置されております。

しかしながら、団地の中には、私が見る限りでは防火水槽もありませんし、当然上水道も走ってませんから、消火栓もないようです。そこらあたりは、町としては認識されてますでしょうか。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 菊池校区の北部のほうの工業団地につきましての、先ほど安丸議員が申されたところの部分につきまして、消火栓がないことは承知しております。昨年でしたけど、たしか火事が起きて、東側と西側のほうからホースの延長を行ってやったということで、私

ども確認しております。たしかホースをそれぞれ11本連結しての消火活動を行ったというふう
に確認しております。

ですので、確かに上水道管が通っておりませんので、消火栓を確かに設けることができないと
いうことでございます。それと、上水道を引っ張るためには、やはりメーター当たり約2万なり
3万の工事費がかかるように聞いております。

ですから、現在のところ上水道が近隣に150ミリの管が通ってるところがございますけども、
そこから100メートル、200メートル以上の本管の延長が必要かというふうに思いますので、
数百万単位での経費がかかるのではなからうかというふうに思っておりますので、またさらに防
火水槽の設置につきましては用地買収を除きますと、工事費で約300万ほどかかるような感じ
でございます。

さらに、既設の上水道管に消火栓を設置する場合につきましては、1基当たり約70万程度の
経費がかかるということになっております。

ですので、既存の上水道管について消火栓を設置する部分については70万程度ですので、何
とか頑張れば予算計上できるかというふうに考えておりますけども、防火水槽につきましては用
地買収の件とか、設置費の関係で、新しく設けることは考えておりません。

上下グラウンドの近辺につきましては、やまだいさんのあちらのほうから40ミリの管が通っ
ておりまして、それで三井水道のほうに確認したところ、パイが40ミリとか50ミリの径につ
きまして消火栓を設置したとしても、消火栓の機能を要しないというふうに回答いただきました
ので、ですので上下グラウンドのところには上水道管は通っておりますけども、消火栓が設置さ
れていないという状況でございます。

ですので、将来ですけども、仮に地中の上水道管が劣化して、布設のやりかえ等が出てきた場
合につきましては、パイの本管の径を大きくするなどして、そのときに新しく消火栓の設置をす
るなどの検討を行っていく必要があるかというふうに思っております。

このような問題で、確かに費用関係等もありますので、現状のところは新しく消火栓の設置並
びに防火水槽の設置は考えておりません。先ほど町長が答弁したとおり、消防団と分団との訓練
をさらに強化しまして、連携とかの訓練をさらに深めまして、初期消火の対応に取り組んでいき
たいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） ただいまの答弁で状況的にはわかりましたが、具体的な話で、今、
やまだいのところの前の消火栓、40ミリ管ということで、私のほうも75ミリ以上ないと、そ
れだけの水量が出せないということは理解しておりますけども、今課長答弁があったように、次

期上水道管の更改時期にはそこらあたりも考慮した設計、過大設計になってもいけませんけども、住宅の状況に応じた管路設計、言い直せば今までそこがなされてなかったということなんですよ。先を見通した、いわゆる上水道管の設計がですね。そういうことですね。（「そういうことです」と呼ぶ者あり）

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） だから、これは先を見通さないと、どうしてもそういう住宅事情、刻々と変わってくるわけですけど、特に北部地区はアパート関係も含めて、かなり人口も増えてきておる状況にありますし、これまで以上に宅地化が進んでいく部分も考えられます。ぜひともそこら辺は、次期更改時期には検討していただきたいと思いますが、防火水槽については、今用地買収すればかなりの金額になるからということで、具体的に工事費も300万ほどという話が出ておりましたけども、これは、例えば町道等官地内での設置という考えはありませんか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 今言われてる具体的な上下団地、あの付近のことですね。正確に何戸の住宅があってどうなのかという、そこ辺を一度検討してみましょ。そうしないと、今の時点で作るのか作らないのか、ちょっとそこら辺を正確に言いにくいので、ただ、それは消防署とも協議して、対応できるということであれば作らなくてもいいだろうと思うし、そこら辺のことは、特に今消火栓がなくて遠いところ、あと防火水槽がないようなところは一度検討をしてみましょ。そういうことでいきたいと思います。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） ぜひそこらあたりは官地内設置も含めて検討を、今町長答弁ありましたけども、やはりこれは住民の方の安全・安心につながることでありますから、重要なことですから、ぜひともよろしく願いしておきたいと思います。

もう一点、北部地区の団地内のことも含めて、町全体を含めて検討ということで理解してよろしいですか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 検討すると言うと、なかなか大変なのですね。やるのはやるけど、ちょっと時間をゆっくりください。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 検討については、次の議会までに検討ということまで急いでおりませんが、方向性さえきちっと出していただいて進めていただければそれで結構なんですけど、そういう理解のところで。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） はい、わかりました。

○議長（長野 正明） よろしいですか。安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 1点目は以上で終わりたいと思います。

2点目について、答弁を求めます。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますけれども、パソコン、USBのメモリー等の記録媒体の盗難防止対策についてということでございます。現在、庁舎内のみでございますけれども、入退室管理システムにより時間外、それから休日における職員不在時につきましては、職員等の関係者以外は入退室できないようになっているところでございます。

それから、パソコンはもちろんでございますけれども、USB等の電子記録媒体についても、不使用時については所定の場所に保管し、安易に持ち出すことができないように盗難防止に努めているところでございます。

なお、万が一、パソコンが庁舎外に持ち出されるようなことになっても認証システム、職員に一応入退室の管理、これがないとパソコンが開けないようになっておりますので、部外者が使用できないふうにはなっておるところでございます。

それから、2点目でございますけれども、不要となった個人情報、記録が記載された文書等の廃棄及び処理についてでございます。

これにつきましては個人情報の有無にかかわらず、文書類を分類し、個人情報に記載された文書はシュレッダー等で細かく裁断するなど、もしくは大量に出力された文書はサンポート等で、焼却場で処分するなどいたしております。文書が紛失しないようには、管理をしてるところでございます。

最後に、3点目の個人情報の入った文書等の持ち出し及び管理についてでございます。この文書の庁外の持ち出しについては、大刀洗町の文書取扱規程におきまして、個人情報の有無にかかわらず、原則禁止といたしております。保管に関しては、細心の注意を持って管理をすることを職員に周知徹底をしてるところでございます。

以上で質問に対する答弁といたします。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） まず、パソコンの関係、USBの関係は、カードによる、職員証による認証、私たち議員も入退室時のカードをいただいておりますけれども、なぜ今回上げたかというのは、幸い盗難はないと思いますが、今回のように、昨年10月からことしの5月末までの大規模の改修時なんか多くの方が簡単に出入りができる、そういうときに限って机の上に置き去り、

あるいは本立てに置いたまんまになってる個人情報があるとするならば、安易に持ち出せるような状況もあるわけです。

だから、そこらあたり今後、やはりかなり住民情報というのは慎重に扱っていかないかんだろうと思うし、これまでもなされているとは思いますが、やはりこれは臨時職員の方も含めて、全職員がそういう情報セキュリティーに対する高い意識といいますか、持つ必要があるというふうに思っておるわけです。

そこで、先ほど答弁の中にありましたUSBメモリーについては、所定の場所へ保管ということ、これはちなみに施錠保管なされているのでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 所定の場所ということで、引き出し等の施錠ができるところに保管をするように原則はしていますが、ただ、その全てということの把握はしておりませんが、基本的にはUSB等につきましては確実に保管していただくように今は行っておりますけど、ただ、現状把握として、実際に施錠されてるか、全ての課においてそこまでちょっと確認はとれておりません。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 保管についての指導はなされているということですけど、やはり施錠管理も必要になってくると思いますし、そこを上長である課長あたりがきちっと退庁時には確認して帰るなりの措置が必要かと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） はい、おっしゃるとおりというふうに考えております。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） ということは、今後そこらあたりも含めて、きちっと指導を総務課のほうからなされるという理解でよろしいですか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） そのようにしていただきたいというふうに考えております。はい。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 最後になりますけども、3点目の中で、個人情報の入った書類については、原則持ち出し禁止ということですけども、原則ですからイレギュラーなところもあるかと思っておりますが、そういった場合の対応はどのようになされているのでしょうか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） ただいまの御質問でございますけれども、全てちょっと把握してるわけではございませんけども、私、持ち出しというか、総務課におきましては個人情報を外に持ち

出すというようなちょっと事例が今のところございませんので、ただ、会議等の使用の中で、個人情報が入った部分を委員さん等に配付はいたしております。配付はいたしておりますけれども、その個人情報の扱いについては、くれぐれも取り扱いは注意していただきたいということで、周知徹底をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 関連ですけど、先ほど申し上げました情報セキュリティーに関する高い意識を持っていただかねばならないということを申し上げましたが、ここらあたりの、例えば半年に1回とか、そういった職員に対しての研修みたいなのはなされてますか、どうでしょうか。

○議長（長野 正明） 久次地域振興課企画監。

○地域振興課企画監（久次 桂二） ただいまの御質問にお答えいたします。

地域振興課の中に電算管理部門がございます。私のほうもそちらのほうに電算関係の仕事をしておりましたので、議員のほうの御質問にお答えをしたいと思っております。情報セキュリティーに関しましては、世の中が大分不安定な状況になってきて、ICTを悪用するというふうな事例も多数発生しているということで、ことしの3月につきましては小郡警察署のほうに来ていただきまして、職員研修を行っております。

また、これは毎週ですけれども、定期的に国のほうの第三者機関のほうから全国のセキュリティーの状況、ニュースが毎週各市町村のほうに送られてきております。このセキュリティーニュースを職員一人一人が確認できるようにパソコンのほうに、朝電源を入れると、その内容が見られるところに掲示するなどのソフト的な啓発を行ってきております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 今答弁の中にありました毎週送られてくる全国からのそういった情報セキュリティーのニュース、電源を入れ、立ち上げると、それは見れるところにあるだけで、例えばトップ画面にすぐその情報が出るとかということはなされてないんですか。

○議長（長野 正明） 久次地域振興課企画監。

○地域振興課企画監（久次 桂二） 理想といたしましては、パソコンの電源を入れると、まず警告と申しますか、先週このようなセキュリティーに対する事件があったというふうなニュースが、そのニュースの中に書かれているんですけども、それがすぐ見れるというふうな状態ではございません。あくまでも職員が能動的にニュースのタイトルをクリックするという一つの操作がなければ、内容は見ることはできませんが、あくまでも電源を入れて、立ち上がった画面のトップの

中には掲示するようにしております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） せっかくのそういう全国の情報が来たときには、やはり電源、いわゆるパソコンを立ち上げたときにトップ画面にあらわれるような仕組みづくりといいますか、そういうことをしないと、そこにあるから見てねというのはなかなか日常の業務の中で、例えば私が役場の職員の一人だったとしたときに電源入れて、じゃそこにそういった情報があるからのぞきに行くか、興味がないと、のぞきに行かないと思うんですね。

ですから、そこらあたりをカバーするためにも、先ほども申し上げましたように、パソコン立ち上げたときに見えるような改善といいますか、そこらあたりの考えはいかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 久次地域振興課企画監。

○地域振興課企画監（久次 桂二） ただいまの御質問にお答えいたします。

安丸議員、冒頭にマイナンバー制度が施行されるということでございます。これにつきましては、まだなかなか住民の方々にも浸透はしてないと思っておりますが、平成27年度には各一人一人の方に個人番号が割り当てられます。その実施に先立ちましては、個人情報の保護評価というものを実施する必要があります。これは、その個人情報の利用が始まる前までにはきちっと、どのような個人情報の対策をとっていくかということもきちんと定めて、それを保護委員会という国のほうにも提出しないとイケませんし、その評価の結果をどういうふうな対策をすることによってセキュリティーが保たれるといったことをホームページ等で公開するようなことにもなっております。

そういった中で、しっかりと今議員御指摘のところも踏まえて、住民の方々が安心してマイナンバー制度のそういった社会の中に入っていけるような仕組みをしっかりと構築していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） ただいまの企画監の答弁を聞いて安心はしましたけども、ぜひとも住民と職員との信頼関係をより強くするためにも、やっぱり情報セキュリティーに関しては取り組んでいただきたいということを申し添えて、質問を終わりたいと思います。

○議長（長野 正明） これで安丸眞一郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） ここで、議場の時計で10時50分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

○議長（長野 正明） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

再開の前に、先ほど森田議員から廃屋といいますか、空き家についての一般質問がございました。その中で、佐藤副町長のほうから補足の答弁がございますので、これを許可します。佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 済みません。ちょっと発言時間以外の補足ということで申しわけございません。時間をいただきましてありがとうございます。先ほど課長のほうから条例の説明があったと思いますが、ちょっと少し、あるいは誤解を与えるところもあるかなと思いましたが、補足させていただきます。

仮に急ぎ条例をつくらせていただいたとしても、基本的に実質個人の財産になりますので、条例に基づいてできるのは、最低限の応急措置というところが実質的な対応になるかと思えます。条例上は行政代執行というふうな項目も設けるとは思いますが、実際なかなかそこまで全国的に使用してる例というのはないのが実情でございます。そういったところから、やはり地域のほうでも何かできることは引き続き検討していただきながら、行政としても、もし条例を制定すれば条例上できる範囲のところは対応したいということで、決して条例が万能ではないということは御承知いただけたらと思います。

以上、私のほうから補足を終わります。

○議長（長野 正明） それでは、一般質問を続けます。

次に、8番、花等順子議員、発言席よりお願いいたします。花等議員。

8番 花等 順子議員 質問事項

1. 放課後児童クラブ（学童）の取り組み

2. 男女共同参画計画の進捗状況

○議員（8番 花等 順子） 8番、花等順子です。今回は放課後児童クラブ、いわゆる学童クラブの取り組みと男女共同参画計画の進捗状況について、小項目ごとに質問いたします。

大刀洗町においては、平成12年に菊池校区に初めて学童クラブができました。これは全国的に見ても、大変遅い設立でした。次に、本郷、大堰、大刀洗と、順にできてきたわけですが、最初から立派な施設があったわけではありません。どこでも最初は校区センターの一角を借りて始まりました。今では全ての学童の施設が校舎や校庭に移り、下校の安全や遊び場の確保もされて、環境が整ってきました。

昨年からは学童クラブの所管が健康福祉課から子ども課に移り、学校とより身近になった運用ができるようになりました。これは大変喜ばしいことです。今まで学童クラブの運営は、各保護

者に任されておりました。27年から、市町村では子ども・子育て支援新制度の中で、学童クラブの設備・運営について条例で基準を定めなければならないようになりました。

そこで、順次質問をいたします。

本町の学童は公設民営で運営されており、各保護者会へ運営を委託しております。設立当時の保護者会は、運営意識も高く、一生懸命学童の運営に取り組んでおりましたけれども、社会の変化に伴い、保護者会における運営が厳しいものになってきております。

数年前に大刀洗町学童連絡協議会をつくって、学童クラブの改善、運営の手助けをしてきましたが、運営主体が保護者会のみでは、ニーズに応じた学童の受け入れが難しい状況にあります。これらの学童の運営形態をどのようにするお考えでしょうか。このことは3月議会において林議員から質問があり、答弁で、委託先を1年かけて検討するとのことでしたが、27年度の運営のあり方を見据えると、悠長なことを言うておられる場合ではないと考え、質問することにいたしました。答弁を願いたいと思います。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、放課後児童クラブについてお答えいたしたいと思います。

なお、27年度から新システムがスタートし、条例化も予定しているところではありますが、まだ具体的には何も決まっておきませんので、申しわけありませんが、一括してお答えさせていただきたいと思います。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 一括というのは、大項目一括ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃ、どうでしょうか。

○議長（長野 正明） では、放課後児童、学童の取り組みについては大項目ということで、質問を引き続き全項目やっていただいて、一括で答弁ということによろしいですか。

○議員（8番 花等 順子） 小項目ごとの質問を考えておりましたけれども、はい。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） この取り組みにつきまして、27年度からのスタートを前提に多分お聞きになってると思うんですよね。そうしますと、今の状況をどうするかということではなくて、新システムに合わせてどうするかということですので、現在、具体的な方法は決まっておきませんので、1項目ずつお答えするのは大変難しゅうございますので、大項目としてお答えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（長野 正明） よろしいですか、それで。花等議員。

○議員（8番 花等 順子） はい、わかりました。じゃ、最初の項目、全部質問をさせていただきます。

では、放課後児童クラブの取り組みについて質問をいたします。

まず最初に、学童の運営形態をどのようにしていくかということと、次にこれも27年度から有資格者を各学童に1人ずつ設置しなければならないということで、有資格者の確保が今できておりません。その中で、確保と育成の仕方をどのように講じられる考えでしょうか。

それから、3番目に、70人以上になった学童クラブは、これを分割しなさいというようなことも言われております。本郷と菊池に関しましては、今60人からおりまして、70人になんなんとしております。これをどのように運用を考えてありますでしょうか。

それから、4番目に、去年国は、この27年度の新制度について幼児ですとか、学童についてのニーズ調査をしなさいという達しがありました。大刀洗町においては、子育てに関するアンケート調査が行われて、こんな立派な報告書もできております。このアンケートの中からニーズを探るということで、アンケート調査がなされました。しかし、学童クラブにおいては十分でなかったということで、ニーズ調査を今年もう一度やり直そうということです。その時期をいつになさるのか。

それから、5番目に、先ほど教育長おっしゃいましたように、27年度、来年度の新制度に向けての条例制定をしなければなりません、その時期をいつになさるのかということをお尋ねいたします。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 御質問にお答えいたしたいと思っております。

1項目ごとの予定であったものを大項目で申しわけありませんが、先ほども申し上げましたように、新システムにつきましては、現在、条例化も含めて検討中でありまして、これこれをどうするというところまで具体的に、申しわけありませんが、現時点ではお答えできかねます。

詳しいことにつきましては、後ほど課長のほうが詳細についてはお答えするかと思っております。20年の8月に、いわゆる子ども3法というのができ上がったことは御存じのとおりであります。その内容は、対象児童の明確化とか、あるいは設備・運営、資格者をどうするかといったようなことが取り決められて、積極的に市町村が関与しなさいという方向になっておることは周知のとおりであります。

私たちとしましては、現在、条例化案なども出ておりますので、昨年度実施しました子育てに関するアンケートをもとに、現在、準備を進めているところでありますが、運営形態をどうするかと、これもなかなか難しゅうございます。受け手があるのかどうかという問題もあります。NPOがあるかどうかという問題もあります。それから、秘密保護等の問題もあまして、そう簡単に手を挙げなさいといっても、挙げられる状況じゃないというふうに思っております。

また、次の有資格者については30年までの猶予がございますので、その間に経過措置の中で

検討していくことになろうかと思えます。

また、70人以上につきましては、ガイドラインでも示されているとおりでありますけれども、どこをどういうふうにするかということについては、また予算を伴うことでもありますので、この時点で2つに分けて、どこどこに設置しますという明確なお答えは申しわけありませんが、できかねます。

それから、ニーズ調査については、アンケート調査によりますと、現在使っている子供たちの数とアンケートで把握した数はほぼ一緒ですので、待機児童が存在しているということにはならないだろうとは思いますが、もう一度、この件につきましては近々のうちにアンケートをとりながら具体的な数値を固めていきたいと思っております。

なお、ほかの必要量等につきましては、6月24日に第1回目の地方版子ども支援会議を行いますので、その中で必要量の見込み等を決定してまいりたいというふうに思っております。

また、条例策定ですが、急げというふうに指示はされておりますが、なかなか難しい面もございますので、可能な限り、できる限り、6月には上程できませんでしたが、9月ないしは遅くとも年内の議会には上程したいというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 最初の運営形態の件ですが、今保護者が委託を受けてやっているの、困ってることと申しますか、を少し申し上げますと、行政はニーズに応じた受け入れをなさいと。だから、今、私は預けたいと思うけれども、保護者が対応が非常に難しい状況に、保護者は働きながら運営にも当たらずにちゃいけないということで、事務手続が煩雑だということで、細かい対応ができないということで、4月に預けた子は1年間、母親が出産で家にいても、預けていなくちゃいけないという状況があります。

本当ニーズに応じてだったら、6月から出産で、母親が家にいるんだったら、会社に、事業所によって出産の前後の休暇というのは違いますのでいろいろあるでしょうけれども、その間は、子供は母親のもとで育児すべきが本当だろうと思うんですね。

だけど、今のシステムではそれができない、なぜかという、先ほど申しましたように、保護者が細かい対応ができないということと、もう一つは、指導者が出入りが激しいと、指導に困難を来すというようなものもあります。

それで、ここで保護者がぜひ預けてほしいと、担当係のほうに訴えに行くと、担当係はニーズに応じた受け入れをしてほしいということで、そういう返事は返ってくるんです。私もそう思います。ニーズに応じた受け入れが必要、だから預けないでいい人は預けないでいいと思うんですね。そこをもう少し、もっとしっかりしたところが運営に委託されれば、そういう事務手続がで

きるのではないかと考えておりますので、ぜひこの運営形態をどこにするか、社協にされるのか、連絡協議会が受けられるものかというのはわかりません。これは詰めていきたいと思っておりますけれども、そういうところももう少し具体的にお聞かせ願えたらと思っております。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） 子ども課の大浦でございます。今、花等議員さんのほうからの御質問にお答えしたいと思います。

今回の子ども3法の改正によりまして、学童保育を充実させるというふうなことが盛り込まれているのは、先ほどのとおりでございます。その中に、充実した学童保育を行うためには市町村が積極的にかかわっていくと、それを示すものとして条例を制定しているというふうになっております。

その中で、国が示す条例案というのがございまして、必ず決めなくちゃならないのは指導員でございます。指導員の資格、それ以外については、おおむね数字は上げられておりますが、それは参酌、いわゆる参考とするようなふうなものでございます。

そんな中で、まず学童運営はどのようになっているかということになりますと、先ほど言いましたように公設民営、いわゆる町の施設を使って保護者の方に運営してもらっていると、それらの意見を、それぞれの問題、課題を調整するために学童連絡協議会というものがあって、そこでいろいろ調整をされていっているものだというふうに思います。

まず、学童の運営ですが、全国的に見ますと、まず市町村がやっているところ、そして社会福祉協議会がやっているところ、あるいは保護者会が次にやっているところというふうな順番でございまして、ある程度保護者会がやっているところも多うございます。

そんな中で、運営をどうするかというふうなことになってきますと、まず運営事業者でございますが、これは今回の条例に謳うものではございません。先ほど言いましたように、町がするのか、あるいはもっと充実した学童保育が指導員なりできるところの業者のほうに、事業者にやってもらうのか、そちらのほうが決まっていなくてございまして。確かに、今現在、共働きとかで、子育てを重責になっている保護者の思いというものは十分理解しておりますので、これにつきましては今後条例なり、保護者会、そしてそちらのほうの連絡協議会とかと協議を進めながら進めていきたいというふうに考えております。

指導者につきまして、よろしいですか、以上で。はい。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 来年度の入所の受け付けが10月ぐらいから始まるわけですね。ここを見据えたところの方向性というのを示していただければと思っております。それまでには間に合いませんでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） 先ほど教育長なりも回答しましたとおり、国の示す基準に基づいて、できれば9月から年内に条例の制定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） それでは、委託先はともに考えていくことにいたしまして、2番の有資格者の確保の問題ですが、今現在、大刀洗町には保母教諭と幼稚園教諭、両方を持った人が1人、それから民間が今学童保育の指導者を養成しております。そういう民間の資格を去年取られた方が1人と、2人の状態ですね。先ほど出ております連絡協議会の中で、全指導員の研修会ですとか、よそであります講演会には積極的に参加をしていただいて指導員の質の向上には努めているところでありますが、資格を取るに当たり今は、各その学童の指導者には受講料を学童で支払いをしております。資格取得のためにですね。今後積極的に資格者が必要になるというところで、そこら辺はどうお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） いわゆる指導者、いわゆる学童保育による指導員の方だというふうに理解したいと思いますが、現在、4学童保育所において25名の方がいらっしゃいまして、その中に資格を、今回国が定めます資格といいますのは保育士とか社会福祉士とか、高等学校を卒業した者等々の資格が必要であると、ただし、これに当たりましては平成32年までの猶予期間があるということでございます。

そういう形で、それに向かいまして有資格者のほうの方を学童のほうに指導員として入れるようにこちらのほうからも協議を進めていきたいというふうに思いますが、学童保育につきましては、資格の取得等につきましては、今のところ学童保育のほうに町のほうも委託料としてそれなりの委託金というものを支出しているところでございます。全く出してないわけではございませんので、そちらのほうの資格取得料とかにつきましては、そちらそれぞれ今のところ学童のほうで考えていただければというふうに理解します。今後協議していく中で必要となれば、それは検討の中に入っていかというふうに思います。

以上です。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） では、次に70人以上になった学童をどうするかということで、これわかりませんということでしたが、70人以上にならない方策を立てるべきかなと私は思ってるんです。それは、方法はあると思うんですね。今、学童に預けてる保護者の人では、パート勤務の人もたくさんいらっしゃいます。パート勤務で1時とか2時に帰宅する人というの人もいるん

ですけれども、だから通常は、そういう人は学童に預けなくていいわけですね。

ですが、問題は夏休み、長期休暇になりますと、1日1年生の子を1人で留守番させるわけにはいかないということで、最初から学童に預けておこうということで、人数がふえてる面は確かにあると思います。

それで、そういう長期休みのときに預かるシステムをつくれば、この問題は解決されるのかなと。それとかアンビシャスでありますとか、校区センターの機能を活用して、子供の居場所をつくるとか、何かそういう方法も講じられるのではないかと私は考えておりますが、現在の状況では菊池ですとか本郷とか、多いところはそれができますけれども、大堰と大刀洗は、その制度を取り入れると、通常的人数が減って補助金に影響が出るということで、ちょっとここら辺が難しいんですけど、そういう大きいところについては、そういう地域力を生かしたものとか、制度を少し検討すれば、2つつくるまでには至らないのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） 今の質問にお答えしたいと思います。

それぞれ4学童のうち、一番多く入っている学童さんが本郷学童だというふうに思います。60人ほどが入っていらっしゃるんですけど、希望によっては、先ほどの夏休み、いわゆる長期休暇のときだけを預けたいというふうな方もいらっしゃるのかなと、そうすると、おおむね70を超えるというふうなことも考えられるわけでございます。

1つ考えられますのは、先ほど教育長が申したように、学童保育を一応基準として、どこに建てるか、あるいはどういうふうな場所とか、問題もあるわけですが、これにつきましては予算の問題等もありますので、今後検討、できれば同じ学童であるならば、近くに設置したほうがいいのかというふうに私は思います。それができない場合はどちらかの施設を、またあいているセンターとか、そういったものが活用できればというふうには考えております。

ただ、ちょっと先に戻りますと、条例制定につきましては、先ほどの指導員の資格以外は、一応参考とすべきもの、あるいはおおむね何名というふうにされております。確かに狭いところに基準だから、おさまってるじゃないかと言われても、ぎゅうぎゅう詰めの中では学童保育はできないかもしれませんが、そういったおおむねとか、参考にすべきというところでございますから、きっちりとそれが4月1日までにできないと、運営できないということではございませんので、その間、またそれから来年4月以降もそういった部分で検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 1つの学童を二分されるのも一つの方法だと思うんですけども、やっぱりそこには財政的なことも絡んでまいりますし、私とすれば、そういう長期休暇の対策をすると、そこら辺は当面解消はできるのではないかと考えておりますので、そこもあわせて考えてほしいと思います。

それから、さっきのニーズ調査については、6月24日の子ども・子育て会議のところで、早急に数字を割り出していくということでしたので、そのようにしていただきたいと思います。

それから、条例制定については、久留米市が6月議会に上程しております。

それから、近隣では多分9月になるだろうという情報を得ておりますので、整備に間に合うように、できたら9月に。今、教育長おっしゃいましたように、遅くとも12月ですか、9月というのはとっても厳しい状況にはあると思いますが、早い制定を望むものであります。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） 条例制定の時期ですが、近隣の状況を調査しましたところ、今おっしゃいました久留米市さんのほうは6月の上程を考えてあるというところではございました。他市町村につきましては、まだよその状況を見てるというふうなところで、今回の6月条例に上程するというところは、近隣では、私の調べた範囲ではございませんでした。

1つは、国の制度もころころころころ変わって本当複雑な、ちょっとしっかり読み込まないと、何か子ども・子育て支援のこの計画も全体を通じてきっちりしたものがないんじゃないかなというふうに思います。それで、できるだけ、今議員さんもおっしゃいました12月末までには考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 私なりの考え方を申し上げますと、放課後児童クラブの重要性というのはますます大きくなって、保育園のときにはいろいろ預かり保育とか延長保育とか、大変子供たちの見守りというのがしっかりできてるんですが、学童になった途端、なかなかそれが難しいという状況になって、本町では町内4小とも学校の中、あるいは付近に取り込むことができたという、やっとなんかそういう状況になったというふうに思います。

国の基準が、児童福祉法の改定に基づいて基準が示されたのが、何と4月30日なんですよ。まだ2カ月たってないという状況で、6月上程というのは、とても無理だったんですね。できれば9月にやりたいというふうに思ってますけれども、基本的には、重要性は非常に認識していますが、来年の4月から新制度のもとに、この示された基準どおりきちっと運営できますという断言は、とてもできる状況ではないということは御承知いただきたいと思います。経過措置等もございまして、段階的に整備を進め、花等議員がおっしゃったような、充実した児童クラブにな

れるように頑張っていきたい、努めていきたいと思っております。

もう一つ、福岡県の非常に絶対的な、要するに欠点がございまして、放課後児童クラブというのは厚生労働省、放課後子どもクラブというのが、もう一個よく似たのがありまして、これは文科省がやってるんですけど、この文科省の委託事業を福岡県は一切採択しておりません。

だから、全国的には放課後児童クラブと放課後子どもクラブを一体化して、補助金等を注ぎ込みながら、早く帰る子供と遅くまでいる子供が一体的な施設でやるというふうなことも考えられていて、非常に多様なニーズに応えられるような状況をつくれるんですが、残念ながら福岡県はそれを採択しておりませんので、放課後児童クラブとしての対応しかできないということになります。

しかし、ここに基準は参酌ということになってますが、基本的にはどこも従うだろうというふうに思いますので、少し時間をいただいて、来年の4月からなぜできていないかということではなくて、それに向けながら少しずつ充実させていきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、文部科学省から今言ってきているのは、空き教室を使えと、盛んに言うわけですね。それはごもっともなんですけれども、実は一番多いと言われる本郷と菊池については、実は少人数等をやる関係で、空き教室がほとんどないという状況なんです。多いところほど空き教室がない、少ないところほど空き教室はあるけど、ニーズがないというふうな状況で、今の状況で学校の教室をすぐに使って、4月からすぐにスタートということはなかなか難しいと思いますので、学校長とも相談しながら、敷地内にどういうふうな形で、2つに分けるのか2分断にするのか、いろいろ考え方あると思いますけれども、進めてまいりたいと思います。

それから、ちょっと早口で大変申しわけないんですけど、一番困難なのは委託先です。これ委託先は私も幾つか、議会でも答弁しましたように、当たってみましたが、なかなか民間にこれを委託して、はい、受けますよというところはそう今多くないんですね。民間で受けているところは、自分のところで、例えば塾のようところが子供に勉強も教えて学童クラブのようなこともやりますよというところなら幾つか出てきてるんですけども、純粋に学童クラブを、放課後クラブを民間が委託を受けて運営するという形態はなかなか今のところない。

現在、町では社会福祉協議会が物すごくいっぱい業務を抱えていますので、これ以上に、また私たちのほうからお願いして運営に当たってくださいというのも、これはなかなか難しい問題です。これについては協議会の会長でいらっしゃる花等議員さんとも話を進めていながら、どのような委託がいいのかということを検討してまいりたいと思いますので、ぜひとも御協力方よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 今教育長から委託先を指定管理にすることもあるということでしたが、受け先、そこがよその市町村を見ておりますと、いい委託先ですと、いい学童保育ができておりますけれども、ややもすると、おぎなりの学童保育になって、撤退していただくというようなことも今までにあっておりますので、ここら辺はしっかり話し合いを進めていきたいと思えます。

それから、先ほどの学校教室を使うという話ですが、先ほど言いましたように、夏休みだけを受け入れるようにすれば、空き教室の利用は可能じゃないかなと考えます。ふだんは学校、授業があつておりますので、今、大堰の学童の隣の教室が1年生なんです。そうしますと、学童の始まる前に指導員が出勤しまして、隣は授業があつておりますので、掃除機もかけられない、洗濯機も回せないという状況の中にあります。こういう環境整備も、また整えなくちゃいけないのではないかと思います。そういう意味では、夏休みだけ臨時的に一教室を使って、夏休みだけ預かる子を見ていくという方法は可能じゃないかなというふうに考えておりますので、そこもあわせて検討していただきたいと思えます。

では、次に移ります。

次の男女共同参画計画について質問をいたします。

3月議会において、中学校も男女混合名簿にされるように提言をいたしました。早速26年度から、男女混合名簿になっておりました。中学校が混合名簿になりましたのは、何も私が一般質問したからでは全くありませんで、そういう男女共同参画意識を持たれた校長先生が赴任されたことで混合名簿が成立をしております。当然学内では議論があつての制定だったことだろうと思えます。このように人の意識や考え方で物事は改善されていきますし、進められていくものだなというのを痛感した次第です。

そこで、質問の男女共同参画計画の進捗状況についてお尋ねをいたします。

平成21年12月に大刀洗町男女共同参画推進条例が制定されました。この条例の第10条に、「町は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、大刀洗町男女共同参画計画を策定するよう努めなければならない。」とあります。この条例に基づきまして、22年6月に男女共同参画社会推進に関する町民意識調査が実施され、24年3月に男女共同参画計画が策定されております。

その冊子がこれです。こんなに立派なものが出ております。この計画は23年から32年の10年間を実施期間とし、年度ごとに男女共同参画計画の進捗状況を管理し、結果を町民へ公表するとされてはいますが、24年度も25年度も男女共同参画推進審議会さえ開かれておりません。

そこで、お尋ねいたします。男女共同参画計画の進捗状況はどのように把握し、各機関にフィードバックされているのでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） では、お答えをいたします。

進捗状況の把握と各機関へのフィードバックであります。当町では、先ほど議員が言われたように、平成21年12月に大刀洗町男女共同参画推進条例を制定し、平成24年3月には大刀洗町男女共同参画計画を策定しております。現在、町としましては、男女共同参画もちの木の会への補助金交付、同会の定例会の参加や町主催の講演会を実施するなどの取り組みを行っております。

さらに、審議会委員などへの女性登用を積極的に推進しているところでございます。平成25年度末におきましては29.4%となっております。

なお、御質問の進捗状況の把握については、平成24年度分は把握できておらず、現在、平成25年度の取り組み状況について集約しているところであります。

また、男女共同参画推進審議会を初めとする各機関へのフィードバックについては、進捗状況の集約中ということもあり、現状では行っておりません。

以上です。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） こんな立派な計画ができておまして、その後、お蔵入りといいですか、見直しというか、検討がなされていないというのはとても残念なことです。これはやっぱり担当がかわっていく中で、引き継ぎがうまくなされていないのが現状かなと思っておりますが、庁舎内で男女共同参画推進本部という、これは町長とか、課長を中心に組織された会がありますし、それから男女共同参画推進委員会という、これは係長を中心とした委員会もあるんですね。そのほかに有識者ですとか、各種団体から選出された大刀洗町男女共同参画推進審議会というのも設けられておりますが、この本部ですとか、委員会の会議とか活用とか、そういうものはあつてますでしょうか。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 今現在、議員御指摘のとおり、24年度の進捗状況等について把握できておりませんが、さらに会議等についても実際行われていないのが現状でございます。

ただし、今現在、男女共同参画につきましては地域振興課の企画のほうが今年度から担当するようになりまして、今現在、その各部署におきます事業の進捗状況の調査を行っている状況でございます。

それで、今現在、ちょっと集約中でございますので、集約ができた段階で、男女共同推進協議会の審議会ですか、審議会を開催しまして、そしてまた町のほうへの提言関係を、またお願いす

るような形になるかと思っております。

ただし、ちょっとまだ審議会の任期がたしか切れてるんじゃないかならうかと思っておりますので、その部分につきましても検討しまして、公募するなり、どうするか検討しまして、審議会を開催しまして、内部の会議なりを進めて、各部署の活動を活発に進めていこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 花等議員。

○議員（8番 花等 順子） なかなか大刀洗町の職員の中で、仕事が専任でないという難しさはあろうかと思いますが、どうぞ意識をなさって推進をしてほしいと思います。

それから、今答弁の中にありましたけど、これからの取り組みということは、先ほどの答弁の中で了解をいたします。

何事もそうですけれども、せっかく立派な条例もできておりますので、どうぞ活用していただきますようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（長野 正明） これで花等順子議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 次に、6番、林威範議員、発言席からお願いします。林議員。

6番 林 威範議員 質問事項

1. 寡婦（夫）控除のみなし適用について
2. 終末期の意思表示、遺言、エンディングノートの啓発について

○議員（6番 林 威範） 6番の林威範でございます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1問目の寡婦控除のみなし適用について質問をいたします。

最近、山梨新聞というのを見る機会がございまして、そこで寡婦控除のみなし適用について、こういうふうに書かれておりました。「結婚歴なしでも寡婦控除、家族多様化に対応」、上野原市というところですが、「新たな制度を通じて、不平等を解消するとともに、子育て環境の充実をアピールしたい」というふうに記事が載っておりました。

まず、寡婦控除のみなし適用というのがどういうものかということなんですが、結婚している男女間に生まれて、その後、離婚や死別をされたお子さんと、もともと最初から結婚はされていない未婚でお子さんを育てている家庭に対する制度上の差別がありますよというのが問題になっています。

前提といたしまして、最高裁判所が結婚している間に生まれたお子さんと結婚していない間に生まれたお子さんの間の民法上の規定が相続で1対2分の1といたしますか、結婚してる間のお子

さんは100で、結婚してない間のお子さんは50という規定がありましたが、それが法のもとの平等に反するというので、最高裁判所が憲法違反ということの判断を出しております。その判決を受けた後に、制度上の問題が多く残る、このひとり親の世帯に対して各自治体がそれぞれ取り組みをしているところが増えてきております。

大刀洗町のホームページの中でひとり親家庭等のいろんな補助がありますが、その医療対象者というところを見ますと、「母子家庭、父子家庭の母、父および児童」「父母のいない児童」というところを書いてあります。「ひとり親家庭とは、死別・離婚のほか、配偶者の障害により扶養を受けることができない男女子なども含みます。」というふうに書いてありますが、この非婚のひとり親家庭についての寡婦控除をみなし適用することについてどのように考えているか問うものであります。

また、大刀洗町にそういう家庭があるのか、もしあられたとして、制度を適用するとしたら、税金は関係ないかもしれませんが、保育料や使用料などどういうところに影響があって、どれぐらいかかってくるのかということについて答弁を求めます。

質問の相手のところに教育長についても書いておりますが、ひとり親世帯については貧困の問題がいつも取り沙汰されますし、特に親の貧困が教育というか、学力の格差につながったり、負の連鎖とかにもつながりますので、教育長についても、非婚のひとり親世帯についての補助を、私は平等にするべきではないかというふうに思いますが、そこについての意見を教育長に求めます。

まず、1問目の答弁をお願いします。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、林議員の質問にお答えをします。

寡婦控除のみなし適用については、法律上の婚姻をしないで、1人で子供を扶養している人について、市町村が保育料などの所得基準を判断する際に、税法に定める寡婦控除が適用されないにもかかわらず、独自に寡婦控除が適用されたものとみなし、所得の再計算をし、その結果を所得基準の判断に採用する取り組みであると理解しております。

この取り組みに関しては、去年の新聞報道ですけれども、これは朝日です。保育料などについて、「全国で1件、11市の適用がある」とのことでした。ひとり親家庭として子育てする状況に差がないにもかかわらず、所得に応じて使用料などを決定する行政サービスに格差が生じていることが適用理由のようであります。

1点目の質問の非婚のひとり親世帯の町内該当者は何名かについてですが、児童扶養手当の申請内容から推測するしか方法がありませんが、それによると、申請者131名のうち、17名が該当します。そこでよろしいでしょうか、（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（長野 正明） それでは、教育長よろしいですか。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 私どもに関しては保育料が関わってまいりますけれども、お尋ねの中では、私どもは町の税条例に従ってとしか言いようがないわけですし、教育委員会だけで、例えばこれはこう下げますよ、みなし控除をいたしますよというふうにはなかなか全体のバランスから考えてなりませんので、あくまでもそれは税条例をどう変えるか、どうするかによって、保育料については変わってくるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） 済みません。131名のうちの17名、こんなにいるとは、私、正直思っておりませんでした。じゃ、その17名の方たちにこのみなし適用をするかどうかについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 今17名中、3名について、どういうふうになるかという負担、ちょっと説明しましょう。住民税においては、17名中、3名について11万4,900円の減額となります。

次に、国保税についてですが、国保税の算定には所得控除がありませんので、変更はございません。

次に、保育料において適用した場合は、先ほどの17名中、保育所に入所しているのは7世帯、7名の児童でございます。この7世帯のうち2世帯について保育料の階層が変更になり、合計で年額11万4,000円が減額ということになります。そういうことであります。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） 町長としては適用したほうがいいのか、このままでもいいのかというの、どういうふう考えられているのでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 先ほどの全国でどのくらいの例があるかという、まだ比較的少ないんですね。県で1件、それから11市ということですから、まだそんなに多くないので、もう少し状況を見てからというふうに判断したいと、そういうふうに思います。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） 最初に、山梨新聞のことを申し上げましたが、どこも適用したところは結構新聞が取り上げて、子育てへのアピール材料にしていかがうかはちょっと別として、環境が充実しているところもうたっていますし、昨日から町長申し上げられてます「中央公論」の記事とかで、女性を大切にしていけないとというのがありますので、20代から39歳

の女性が減るところは消滅するかもしれないというのがありますので、こういうところは近隣がしていないからしないとかじゃなくて、まず先にやるのが大刀洗町の子育て環境をアピールすることにもつながるかと思いますが、それはどうでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 結局トータルで、ビルド・アンド・スクラップというのを考えないと、全てにおいて何でもプラスしてくれプラスしてくれと、そういうふうになるわけですね。それで、今までは人口がずっとふえてきたときのまんまの考えで、行政運営が大体なされてますね。それを何とか改善したいということで、大分今まで取り組んできましたけど、まだ十分ではないんですね。

ですから、今言われたような、じゃ新しい事業に取り組む場合はどこかを削ることをやっぱり考えていかないといけないんじゃないかなと、そう思ってるんですね。特に、長い時間かけて取り組んできたもので、不必要なものはあるのではないかなと、そういう気もするんですね。

ですから、多分まだ今はっきりはしないけど、交付税もことは、まだはっきりしてませんが、相当減らされるだろうと思うんですね。

ですから、そういうこともはっきりした段階で、いろいろ考えていきたいなと思ってるんですね。そういうことですから、いつまでも何と申しますか、ほうっておくという気持ちはありません。そういういいことは取り組んでいきたいと、確かにこの周辺で、うちは人口の減少をする度合いは少ないほうですから、比較的恵まれたほうですけれども、じゃそれで大丈夫かというのと、そうでもないんですね。減るのは間違いないわけですから。ですからいい政策は取り組んでいく必要があると思いますから、何とか早い時期にできればなと思いますけれど、その前に整理することをもっといろいろと考えていく必要があると、そのように思っています。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） じゃしっかり整理して考えていっていただきたいなと思います。家族スタイルが大分変わってきていますので、結婚してお子さんがある家庭が普通という考え方から、ひとり親世帯であったりとか増えてますし、男女間で、旦那さんが働いて奥さんが家庭を守るというスタイルも変わってきて、遺族年金とかにも差があるのはおかしいというような判決も出ていますので、周りも参考にされながら、できるだけ早くそういう制度上の差別は、町としてできる部分はしていただきたいなというふうに思います。

じゃ次に、2問目にいきたいと思います。

2問目が、終末期の意思表示、遺言、エンディングノートの啓発についてです。

先ほどからの質問の中でも、空き家の話が結構出てきておりますが、その空き家についても含みますが、空き家の対策というのが大きく分けて、大体2つの方法がとられているようです。

1つは、問題のある空き家を撤去する、潰して更地にするという方法と、今ある空き家で活用可能なものについては利用を促していくという方法があるようです。その2つもちろん大切で、空き家条例とかで最低限の応急措置しかできないというお話でしたが、そういうことをするのも大切だと思うんですが、現状の住んでいらっしゃる方たちのおうちが空き家にならないように今のうちから、例えば相続についてしっかりお話をされていくとか、自分が認知症になったときはこうしてほしいとか、そういう空き家の予備群と言ったら失礼ですけども、そういう方たちを増やさないような努力も必要だと思って、こういうふうの問題提起をしています。

事前の準備、社会福祉協議会などでは健康づくりであったり、生きがいづくりを中心にしていただいて、大変ありがたく思っておりますが、最終的には皆さん亡くなられるわけで、その後の問題についても、町としても啓発というのをやっていただきたいと思いますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） では、お答えをいたします。

確かにこれからだんだん高齢化が進んでいくわけですから、議員が言われるように、空き家のことも含めて考えなくちゃいかんだろうと思っています。

現在の取り組み状況をお答えいたしますと、町内における取り組みとしましては、公証役場から講師をお招きし、ミニデーなどにおいて終末期の意思表示、遺言、エンディングノートの啓発を実施している例がございます。

また、個別の相談については、包括支援センターにおいて丁寧に対応させてもらっております。近年の高齢化、孤立化の進展状況を踏まえますと、今後これからの啓発や対応はますます必要性がますますものと考えており、今後とも継続して活動を推進してまいりたいと考えております。

なお、終末期の意思表示に関しては、かかりつけ医の協力が必要であると考えられますので、今後は医師会の協力も得ながら進めてまいりたいと考えております。現在のところはこの程度あります。

以上です。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） もともと介護保険とかが適用されたときも、大体自分の両親だったり祖父母だったりの介護は、家庭で見るのが当然だというような雰囲気があったところに制度ができました。その空き家に関しても、最終的には所有者がどうするかというのがどうしても一番最後ひっかかってきています。

なので、行政側からこうしてほしいというのは、なかなか所有者とか家族とかいうのがあってやりにくいとは思いますが、いずれというか、社会問題になりつつありますので、町でできると

ころは、例えば簡単なエンディングノートをダウンロードしやすくするとか、そういうことも、余り費用がかからない部分で対策できる部分はあると思いますが、今後やっていっていただきたいと思うんですけども、担当課の方はどう考えてるか、一言いただいてもよろしいでしょうか。

○議長（長野 正明） 舛田係長。

○健康支援係長（舛田 有紀） 健康支援係、舛田でございます。答弁いたします。

担当課としましては、うち係が幾つもございますけれども、係を超えて、そういう今言われたエンディングノートの普及等に関しましては、確かにダウンロードとかもできる状況にございます。実際に包括支援センターの職員からお聞きしますと、ひとり暮らしの高齢者の方から、よくそういう御質問があるということを受けております。

それで、相談があった方には丁寧に答えておりますけれども、じゃそれ以外の方はどうしているかといいますと、まだまだ普及には至っておりませんので、今議員の御指摘にもありましたように、係を超えて、機会を見つけて、これからも普及していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） ぜひ進めていっていただくよう、よろしく願いいたします。例えば、ひとり暮らしで高齢の方がそういうふうに思われるのは普通というか助かるなというか、そう思うんですけども、例えば認知症とか、最近非常に問題になっておりますし、徘徊とか、若くて認知症になられたりとか、認知症の方が事故を起こして家族に損害賠償請求があったりとか、そういう問題もありますし、認知症もふえていくというふうに言われておりますので、外から見ても元気な方に対しても啓発を係や町としてもしていっていただきたいというふうに思っています。町長はどうでしょうか、その辺の啓発については。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 私もそういうことを常々考えておりまして、そう費用がかからずにできることはいろいろと取り組んでいきたいなど、そのように思っております。これからも、また係とよく相談して、いい方向で進めてまいりたいと、そのように考えています。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） これで最後にいたしますが、日本創成会議というところが人口減少の人口数の分布を出しておりまして、すぐにダウンロードできますけれども、全てのまちは救えないとか自治体が消滅するとかいうふうに言われておりますので、若い世代に関してはできるだけ子育てがしやすいようにしていただきながら、高齢者の方たちについては生きがいをつくっていっていただきながら、最終的に亡くなられた後のおうちとかは、できるだけ空き家とかにならないような政策を進めていっていただきたいと思っておりますし、そういうことに関しては議員として

も問題提起を今後もしていきたいというふうに思っております。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（長野 正明） これで林威範議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） これで午前中の一般質問を終わります。午後は、午後1時より再開いたします。

休憩 午前11時50分

.....

再開 午後1時00分

○議長（長野 正明） それでは、午前に引き続き一般質問を再開いたします。

4番、平山賢治議員、発言席よりお願いいたします。平山議員。

4番 平山 賢治議員 質問事項

1. 子育て支援新制度の実施にあたり
2. 通学路、生活道路の安全について
3. 本庁前の沿道へのPRについて

○議員（4番 平山 賢治） 4番、平山でございます。ただいまから質問をさせていただきます。午前中に入れ込んでもらえば早口でやろうかと思ってたんですけども、1時間あるということですので、よろしくお願いいたします。

それでは、今回も大きく3点について質問させていただきます。

まず、1点目でございます。子育て支援新制度についてであります。

午前中に学童保育につきましては、花等議員からも質問がありました。政府は子育て3法を成立させ、来年度からの実施を予定するとしています。

しかし、来年の実施を予定しながら、なお、その内容は不明な部分も多く、現場は町当局も含め、大変混乱しておる状況であろうと思います。保育所側も毎月のように政府方針が変わるので、対応に苦慮しているところであります。今景気が逼迫し、低賃金、長時間労働が蔓延し、共働き、休職、家庭問題など、保育の必要性はますます高まっています。

ところが、政府は逆に、当初案においては市町村の保育実施責任すら削除し、保育を自己責任として国民に押しつける計画でありました。これについては保護者や事業者からも大きな反対に遭い、児童福祉法24条は残され、引き続き市町村の保育実施義務が明記された次第でございます。

そこで、来年度以降も市町村が保育実施責任を有するという前提で質問させていただきます。

1点目に、まず町内及び近隣の保育所、幼稚園の施設形態の意向については把握していらっし

やるか。

2つ目に、保育必要量及び保育時間の設定は市町村が定める事項となっていますが、その検討についてはいかがでしょうか。

3点目に、新制度のもとでは個別の事情や滞納などの原因で、契約不成立のおそれもあり、本当に保育が必要な子供が保育を受けられなくなる問題も指摘されていますが、町としての対策はいかがでしょうか。

4点目に、新制度のもとでは保育料以外の保護者負担も可能となっていますが、公平な保育を担保するためにも、この保護者負担については抑制的であるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、まず1つ目の質問について、答弁よろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

子ども・子育て支援新制度は、御承知のように来年の4月にスタートする予定で、本町でも調査を終えまして、子ども・子育て会議で検討してまいりました。その意見も踏まえて、来年度に向けて、大刀洗町子ども・子育て支援事業計画を本年度中に策定する予定となっております。

幾つか4点にわたって細かい質問が出されておりますが、いずれもこれから具体的に決めていく内容ございまして、この場でこうだということはなかなか言いがたいところがございますので、あらかじめ御承知願いたいと思います。

まず、1の問題ですが、町内保育所、あるいは近隣保育園の施設形態の意向については、現在のところ保育所と幼稚園の機能を兼ねた認定こども園の意向、あるいは現施設のままなのかということにつきましては、現在のところ少なくとも当町の各保育園においては態度を決定されておりません。

2の保育認定のさまざまなことなんですけれども、これは国の基準に基づき、これから詳しく決めていきたいというふうに思っております。

それから、3の保育を受けられない対象者を出さないための対策ですけれども、個別の事情や相談に応じる相談員を設置して対応してまいりたいと思っております。

それから、4の保育料滞納等につきましては、御承知のように認定こども園と契約者との間の取り交わしになりますけれども、現在の施設は認定こども園が実際そういうことになりますけれども、現在の施設のままであれば、当然町が対応することになります。

いずれにいたしましても、新制度の概要がまだまだ私たちが決めておりませんので、これから子ども・子育て会議を年3回ほどしていくつもりでおりますので、その中で具体的に決定していきたいというふうに思っておりますので、以上、よろしく願いいたします。

以上で答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 再質問があればどうぞ。平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） これから決定していくということは十分、その点については承知しておるつもりでございます。

それで、どういうスタンスで、この新制度が実施された場合に町が臨んでいくか、きちんと子供が主人公の保育制度を目指して進んでいくのかと、そういう点について改めてちょっと質問させていただきたいと思うんですが、もともとこの新システムの成り立ちを見ておりますと、幼保一元化とか、あるいは定員割れの幼稚園の活用と言っておりましたが、実際には御承知のように一元化かどころか、いろんな省庁の思惑も絡んで、三元化、四元化に分裂して、必要もないのに極めて複雑怪奇な制度に分断化されていると私どもは見ています。

それで、この前、久留米市の厚生労働省から出向されている部長から説明をお聞きしましたけれども、その担当部長自身もこれが極めて複雑な制度で、わかりにくいということは強調されております。それが子供のための複雑な制度であるならばいいんですが、これが1カ月ごとに指針が変わって現場も混乱するというような、省庁の都合でころころ変わるということについては町の御苦労も大変なものであらうと思います。

そこで、まず再質問をさせていただきますが、まず就労時間の認定の子供、保護者の方の就労時間の設定などについては市町村で決定するということになってはいますが、現行においては、条例化はそこではされてないんですけども、実際の規則なり、内規のほうでは、現在の保育の認定の時間というのはどのように取り扱われているのでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） 現在、保育を必要とする家庭につきましては、それぞれの要件が必要でございます。

まず、就労をしていることとか、あるいは妊娠、出産の予定があるとか、あるいは病気により長期入院をしているとか、そういったさまざまな理由をもとに保育所の入所申請を受け付けて許可を判断していくわけでございますが、就労につきましては一応うちのほうの内規でございますが、基準を設けておまして、1日平均の4時間で、月平均15日が、これにつきましてお勤めになられたり、あるいは家庭内労働、いわゆる農業、自営業、こういう方たちにつきましては月平均15日、1日4時間以上の就労を一応入所規定の中に入れております。

それと、あと妊娠中の方につきましては出産予定日の3カ月前から出産後4カ月、疾病、病気等にお罹りの方につきましては障害者手帳の所持とか、そういったものを確認しておりますし、御自宅において高齢者の介護をされてあつたりする方につきましては介護の申し立てとか、そういったものを申請書の添付資料のほうに付けていただいております。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（４番 平山 賢治） ということは、今の数字を月ベースで換算しますと、月６０時間の就労ということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） はい、それでよろしいと思います。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（４番 平山 賢治） それで、国が示しておる市町村が定めるべき就労時間の設定については、月４８時間から６４時間ということでお示しがなされているというふうに私は認識しておるんですが、ここは、例えば現行の認定時間よりも厳しくなるというか、より対象が狭められるということは、今回の趣旨からいってもあってはならないと思うんですけども、その辺は町の見解はいかがですか。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） 現行の保育所入所につきましては、国の示す必要量としましては短期と長期に分かれるわけでございます。長いほうで１１時間の保育、短い方で８時間というふうになるわけでございますが、その辺の決定につきましては、今後町のほうで一応検討するほかないのかなと思います。

いずれにしても、今現行制度で待機児童とか、そういったことが生じないような方向で進めるべきではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（４番 平山 賢治） 都市部の既に上程されてるような議案を見ておりますと、保育短時間の制度の就労時間の設定が６４時間ということで、国が定める上限いっぱいのところ、非常に厳しく設定しておるような自治体も見受けられるようでございます。

一方で、大刀洗町の場合、現行では月６０時間ということで、月６０時間の就労で、現在は標準時間、ですから１日１１時間の保育が保障されているというふうに見ていいと思いますが、もし仮にここで、例えば数字が６０時間より厳しくなり、かつ保育短時間ということで、保育時間が８時間ということで短くなりますと、これは大変その方にとっては就労する直接の時間、またそれ以外のいろんな必要な時間、それから保育の一体化という点でも不利益ということになるかと思いますが、この点については今から検討をされるということではありますが、少なくともこのラインを後退させないような方針ということで考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、その保育条件の必要性の認定事由といたしますか、広くこういう御時世ですから、設定をしていただきたいというふうに考えますが、再度いかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） 先ほど冒頭に平山議員さんがおっしゃったとおり、国のほうの基準というのがまだまだちょっと明確に私たちが理解していないところもございます。そういったものも参酌しながら、国の基準を参考にしながら、大刀洗町の子供たち、保育のニーズに沿ったものにしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） では、次でございます。

特に、幼保連携型の認定こども園についての見解でございますが、政府の資料を見ておりますと、政府は幼保連携型の認定こども園をぜひとも推進したいと、とりわけそういうことを、そういう方針を恐らく市町村のほうにも持ってくるんじゃないかというふうに考えられますが、現時点では町内の保育所も含めて未定ということではありますが、町として現時点で認定こども園への移行なり、認定こども園そのものに対する町の見解というのはいかがでしょう。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） 現在、町内には幼稚園はございません。その中で、町外のほうの幼稚園に入園している方たちが100人ほどいらっしゃいます。幼稚園の数は正確ではありませんが、10園ほどあったと思います。そこに100人ほどの子供たちが幼稚園に通っているわけですね。それもございまして、今回のアンケート調査をする中でそういった、いわゆる幼稚園型の要望もあったというふうに思います。できましたら、これからでございますが、そういった幼稚園も1カ所ぐらいあればいいのかなというふうには考えるところでございます。

ですから、できれば、希望ですが、現在いらっしゃる場所の保育園がどこかをやっていただけるような、そういうふうになればいいのかなというふうにも思います。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 政府としては認定こども園を推進したいという立場から、これまでは認定こども園に対して財政的な優遇であるとか、制度的な優遇というものを多分打ち出してくるだろうということを言っておったんですが、さまざまな部門からの反発がありまして、どうも認定こども園が必ずしも保育園に比べて何か制度的に優遇されるわけでは、今現時点のところなさそうだということが明らかになっておるわけです。

一方で、認定こども園になった場合の問題というのは、例えば直接契約になるということとか、

あるいは直接契約になることによって契約拒否の問題や滞納の問題が発生してくると。そうしますと、保育実施義務から外れる、先例をつけるおそれがここにあります。

また、事業者のほうからも認定こども園に移行したほうがいいのかというのは事業者が一番悩んでいらっしゃるんですが、事業者団体のほうでもいろんな認定こども園になったらどうなるのかという話が、そこが一番持ち切りになっておりまして、財政的にも不安定化がむしろ避けられないと、それから見通しを持った経営が難しい、それから保育から教育が分離されると、それから権利の保障が施設と保護者に任せられるため、経営上の理由から保障ができない場合もあるということで、なかなか施設にとっても、事業者にとっても、あるいは市町村にとっても、そして保護者にとっても、これは現時点においては大変なリスクといたしますか、本来の保育の実施義務から外れた問題が発生してくると思うんです。

そこら辺については、例えば仮にある町内の事業者が認定こども園になった場合においては、これらのさまざまな問題というものが恐らく発生してくることになるかと思うんですが、それらを防止するための町の具体的な措置というのも、これから実際に立法化される予定はありますでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） 先ほど教育長のほうの答弁でもありましたとおり、町内の保育園長の会があったときに一応確認させていただきました。そういう状況の中で、今どうするか、判断するかは、保育事業者のほうとしては今のところ思案、考えてあるところでございます。幼稚園につきましては、そちらのほうを認定こども園とするところはあるかと思いますが、保育園事業者については、現在、まだ検討中ということでございました。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） そういうことでございますので、検討、それからそういう諸問題を十分に把握されて、実効性のある対策をとっていただきたい。

それから、何より市町村のほうから認定こども園の意向を推進するという事は、まず現時点ではやめていただきたいということを強く申し上げたいと思います。

それから、この問題については、何より保育を受ける権利は保育所における保育を保障すること、仮に認定こども園があったにしても、それから子供を主体とした保育を引き続き実施すると、この立場に立って保育の後退を招かず、より子育てをしやすい、あるいは子供を預けて、いろんな労働なり就職なり、子育てがしやすい大刀洗町の実現のために引き続き御努力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1点目については以上でございます。

2点目でございます。

通学路とか、歩行者の安全については、いろんな議員さんが常におっしゃってることでありますし、当局においても、その重要性はよく認識されていることであろうかと思いますが、改めてちょっと質問させていただきます。

子供やお年寄りが住みやすい町をつくるためにも、道路環境の改善は大きな課題であります。そこで、毎年度学校関係の会議や地域の懇談会などで、通学路を初め、道路の危険箇所の指摘と改善の要望が上がっていますが、なかなか管轄の関係もあるためか、手がつけられておらないと、それで毎年毎年同じ要望が上げられて、どういうふう処理されているかわからないといった御意見が少なくございません。町としましては、こういった諸組織、諸会議からの道路改善に関する要望をどのように把握し、対応を行っていらっしゃるか問うものであります。

また、現在、ゾーン30などで歩道部分を確保する事業が進んでおり、こういった試みは大いに推進すべきものと考えますが、今後の事業見込みと類似する政策についての予定とお考えについて問うものであります。よろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） では、お答えをいたします。

初めに、通学路の危険箇所についてであります。要望の把握につきましては毎年秋に各行政区長へのヒアリングを行っており、その中で次年度の要望事項を把握していきます。

また、要望の対応についてですが、各行政区から要望された箇所を現地確認し、道路改良、道路保守、交通安全施設などに分類いたします。その後、緊急性や重要性、危険性を考慮しながら、要望箇所の優先順位を検討し、次年度事業として取り組んでおります。

なお、町内には国・県道が10路線以上ありますが、これらの道路に関する要望は久留米県土整備事務所に行っております。

次に、ゾーン30や類似する対策についてであります。ゾーン30は、小郡警察署が小郡市、大刀洗町の小学校周辺の道路状況を調査しておりまして、その中で最も適切と判断された菊池小学校周辺において本年度ゾーン30の規制を行う予定としております。

また、類似する対策としましては、時間帯通行規制や速度規制がございますが、現在のところ要望などはございません。

以上で答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 通学路、歩道危険箇所に関しましては、例えば区長要望以外の学校諸機関、あるいはPTA等からの要望というのは、町としては直接に把握しないというか、何かその辺の取りまとめがどうなっているのかなと思ひまして、いかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） それでは、御質問にお答えいたします。

通学路等の危険箇所につきましてはの要望につきましては、通常7月ぐらいに各行政区なり地区において地区懇談会が開催されております。その中で、保護者なり、通学路の見守り隊、もしくはそういう方たちによって地元の区長さんのほうに通学路の危険箇所の要望を出されまして、区長さんのほうから町の建設課のほうに意見が上がってくる場合が一応建設課のほうは把握しております。直接PTA、もしくは保護者からの要望は、現在のところはございません。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか、子ども課長ありますか。大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） これは補足というか、追加になるかもしれませんが、毎年子ども課のほうに状況調査というのが県のほうから参っております。この調査の数字のもととなっておりますが、数年前に町長マニフェストですか、その中で全町の道路状況を確認して回るといふようなところで、建設課等で回った経緯がございます。

その中で、24年の11月現在におきましてうちのほうで把握してた箇所が155カ所ほどございました。それで、その都度毎年改修なり、そういった補修をされたところのほうは建設課からのほうから上がってきます。これで徐々に改修のほうは進んでいるというふうなことでございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） となると、155カ所の状況調査については、区長要望と別のルートで建設課のほうには届いてるということで把握してよろしいですね。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 先ほど子ども課の大浦課長からの回答がありましたように、通学路対策につきましては平成23年度に大堰、本郷、大刀洗、菊池、4校区で実施しました通学路ワークショップにおいてそれぞれ参加者の方から意見が出た分、要望が出た分を取りまとめた分が155の項目がございます。

これにつきましては、平成24年度より随時対策をとっておりまして、平成24年度に完成した分が45項目を終了しております。平成25年度に完了した分が44項目を完了しております。残り66項目につきましては、平成26年度以降で対応していくような形で考えております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） そちらについてはぜひとも早急に推進していただくのが大変ありが

たいと思いますが、一方で、例えば地区懇談会で出てくるような要望をきちんと区長さんの責務として出てきた意見を上げていこうとか、必ずしもそういう共通の認識には恐らく立っていらっしやらないと思うんです。

ですから、地区懇談会では毎回毎回同じのが出るけれども、なかなか返事もないまま同じ要望が例年のように繰り返されていくということになると思うんですが、そこについては、例えば建設課のほうから、私もその辺は押していきますけれども、建設課のほうからきちんと区長さんなり学校のほうに、もしこういうルートがありますから、こっちのほうで正式に上げてくださいと、それについては、例えば管轄によっては要望して返事をいたしますと、実行シートといいますか、そういったものが、特に学校関係とか、地域の懇談会とか、そういうものにも次の年にきちんとフィードバックされるとか、そういうシステムがあれば、さらにもっと要望とかも合理的になってくると思うんですけども、そこら辺の御検討はいかがですか。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 今言われました実行シート等についてのシステムはございませんけども、建設課としましては、苦情なり要望があった場所については速やかに対応するようにしております。本年度も議員の方、もしくは区長さんより、もしくは学校長より、雨が降った場合に道路に水たまりができて、その上を車が走って、児童に水がかぶるとか、もしくは轍があつて子供たちが通りにくいか、でこぼこがあるとか、そういう苦情なり要望があった場合には、その場において現地に行って、写真を撮って、区長さんからの要望、もしくは議員さん、もしくは学校長からの要望という形で、町道においてはできるだけ速やかに対応しておりますし、県道、国道につきましては、管轄である県土整備事務所へ要望を上げております。

ただ、これにつきましては県の事業ですので、すぐというわけにはいきませんが、なるべく子供たちの安全のためにということで、町長名で要望を上げているところでございます。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 何か特に県道とか、堤防絡みになりますと、何か一つ工作するにも1カ月かかるとか、全く認められんとかいうものが非常に多うございまして、ただ、それはそれで問題なんですけど、こういう管轄がこうであつて、こういう理由であるからできないと、そのためにどうしていくということを、そこら辺のフローといいますか、その流れがさらに地元の方にもっと明らかになるような制度が、もっとできればなど。我々も要望しやすいし、説明もしやすいということで、お互いにここは改善していったと、ここはまだ改善が必要だということを町民、あるいは校区民全体が共有できるようなシステムを今後構築していく必要があると思いますので、そこら辺の御検討方をよろしくお願いいたします。

それから、2つ目でありますけど、ゾーン30等ですが、例えば実際にゾーン30とか、あるい

はカラーリングをしていただいて、あれは非常にインパクトがあります。目を引きます。それから、通学時間帯の一方通行などもやっていただいております。

しかし、実際にじゃそこがきちんと30キロで抑えられるかとか、一方通行は設定したけれども、きちんとそれが守られているかというところが次のまず問題になってくると思うんです。そこら辺の実効性の担保といいますか、そういう塗装なり、交通規制をかけた上で、それを実際に実効性あるものにしていくと、その次の一手というものは、町なり県、公安委員会としては何か予算なり、事業計画の中でありませうでしょうか。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） まず、ゾーン30につきましては、本年度菊池小学校周辺に小郡警察署と協議して実施をする予定になっております。ゾーン30の担保としては、まずゾーン30としては、一つのゾーンを決めまして、範囲を決めまして、その中で30キロ規制をかけるというのがゾーン30の取り組みでございまして、その表示をします。そして、その担保としては交通取り締まり、交通規制をかけるということですので、警察なり交番のほうに通常以上に巡回、もしくは立っていただいて取り締まりをしていただくというほかないのかなと思っております。町職員が立っても、その規制とかはできませんので、警察のほうに依頼して、通常より多目に巡回、もしくは警ら、警備をしていただくという形で考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） せっかく、あれは非常にいい事業であると思いますので、それが本当に実効性あるものにするための具体的な対策、先ほどおっしゃられましたような、一番いいのは公権力のある方がきちっと取り締まっていただくと。例えば、小郡管内では朝の時間なんかいろいろ不定期ではありますが、立って指導していらっしゃいます。取り締まりをしていらっしゃいます。それだけで十分いろんな効果がございまして、道路面を敷いただけでなく、本当にそれが地域の走行される方々に守られるような運営をこれからお願いしたいと思います。

それから、先日課長さんともお話ししてあったんですが、例えば県道が町なかであっても郊外の一本道であっても、時速は40キロであると。例えば、今、警察がどこで取り締まりされてるかというところ、一本道で、障害物が何もなくて取り締まりをされてると。ところが、実際にはきちんと速度を守って走行してほしい、より守って走行しなければならないのは、実際には集落の中の道路であつたりするわけですね。

先日公安委員長も、こういう今みたいな郊外で取り締まるという方法はどうかと、実際きちんと集落内などでの暴走を抑えるような取り締まりをすべきじゃないと言っていました。それは本当におっしゃるとおりだと思います。

そこで、例えばこれは県道レベルの問題になるんでしょうけれども、仮に同じ制限速度であるにしても、より集落内を走行する道路については徐行の勧告なりを、町としても塗装なり勧告なりを要望していくと、そういう今から交通政策というものの先取りというのがまた必要になってくると思うんですが、そこについては町の見解はいかがですか。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） まず、交通規制につきましては、今、平山議員が言われましたように、通常県道であれば40キロ、50キロの規制がかかっています。集落内は、危険というところで、それ以上の規制をしたらどうかということですが、この規制につきましては警察署なり、交通安全協会、公安のほうが行うんですけれども、この規制というのは、その道路に関係のある方、道路の沿道の方、この方たちの同意も必要となってきます。

ですから、交通安全のために規制をかけて30キロ制限という方もいらっしゃるかもしれないし、その道路を利用する方で、通過交通を処理するために、早くスムーズな処理をしたいということで、40キロ、50キロの規制を求める方もいらっしゃると思いますから、警察のほうの要望としては、その規制をかける場合には、その地域の住民の方の同意が必要となってきますので、その同意がとれれば、それは規制の申請をしてもよろしいかと思っておりますけれども、それは地元住民の同意形成が必要かと思っております。

町としては、特に何キロ何キロという制限は考えておりませんで、地元の要望等がございましたら、その要望を町長名で副申書をつけて、警察のほうに要望するという形の方針でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 現行40キロの道を30キロに規制を落とすというところまでは言いません。40は40のままがいいんです。

ただ、40でも、例えば集落の中で40キロが守られてないじゃないかと、50、60で集落の中を通過してるじゃないかという事例は多々ございます。

集落内においてはきちんと40を厳守するような速度勧告といいますか、そういったものが今後は必ず必要になってくるし、国もそういうものを推進していくと思いますので、ぜひそういった見地から、めり張りのある交通政策というか、そこら辺の御検討もちょっと頭に入れとっていただきたいと思います。

以上です。

それから、いろいろな、例えば外国から来日された方とか、外国から帰国された方とか、先進国でこれほど歩行者が虐げられている国はないのではないかとということで大変驚かれます、道を歩かれてですね。やはり社会的弱者を中心とする安全確保というのは、言い古されたことかもし

れませんが、これは住民福祉の一番基本になる部分でもあると思いますので、引き続きこの充実をよろしく願いいたします。

大きく3点目の質問でございます。

役場本庁においては、大規模な改修がほぼ完了したところでございます。

一方、役場の敷地に目を向けますと、県道に面する条件を十分に生かしていないのではないかと思います。例えば、図書館の改修も予定されておりますけれども、役場前を毎日通過する方でも、ここには町立図書館があるという存在さえ知らない方も、もしかしたらいらっしゃるのではないのでしょうか。

また、役場の窓口延長についても何曜日に何時まで何をやっているというのが、なかなか広報ではお知らせしても、リアルに実感としてはつかみがたいという現実がございます。こうした役場の基本的な情報、例えばここに図書館がありますよとか、今図書館があいてますよとか、きょうは役場は7時まで、そういう直接的な情報もあるんですが、これをせめて通行人向けに発信する沿道の整備というのが私は可能ではないかと考える次第です。土地の状況を見てもですね。

また同時に、役場敷地から県道へ出るに当たって、特に右側への視界が不良であることは多くの利用者からも指摘されているところでございます。これの改善の見通しについても問います。

3点目について答弁をよろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、答弁をいたします。

本庁舎は、県道鳥栖朝倉線の沿線に位置しておりますが、通行者は限られた地域の方たちであり、看板などの設置によるPR効果は少ないものと考えますので、看板などの設置は今のところ考えておりません。図書館の開館時間や新刊案内などは広報で周知し、緊急なお知らせなどについては町内回覧で、町民の方に周知しております。このほかホームページやフェイスブックなどにより、町内外の方にも町の情報は周知できていると思っております。

なお、図書館の位置表示については県道沿いのサイン、案内板ではありますが、に表示してありませんが、来年度に計画している図書館の改修工事の中で対応したいと考えております。

次に、道路へ出る際の見通しの悪さではありますが、県道沿いに設置していた看板を2年前に撤去し、また県道沿いの植木の剪定を行ったことで改善をしていると、そのように考えております。

以上で終わります。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 広報で当然見ておりますし、そういう周知の方法は当然基本的な方法としてあるんですが、一方で、リアルに現場を通りかかる方、あるいは近隣の方を含めての何か大々的な看板をつくれとか、細々と何か情報を載せろというような提案ではないんです。

ただ、沿道が十分に土地がございますから、例えば基本的な情報だけでも、あるいは議会がきょう開会しているとか、いろんな方法があります。私は、民間のそういう広告手法というのをもっとまねてやってもいいと思うんですけど、そこら辺はいかがですか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 先ほど答弁したとおりで、今のところ考えておりませんので。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 図書館も、例えば図書館の敷地を広くして、いろんな方に利用していただきたいと、それから今のところいろんな構想もあるけれども、多くの方が集えるようなスペースも確保していきたいと、幸いにして役場の敷地の中にはドリームセンターもあれば図書館もある、そして本庁もあれば、それから子育て支援センターもありますね。子育て支援センターも、いろんな催しをされております。

そういったものをちょっと、例えば通りかかった人が、おっと、じゃ寄っていかうとか、ああ、例えば木曜日はあいてるんだなど、それぐらいのものですよね。情報というものが発信されることによって役場の集客力と言うとおかしいですが、いろんなサービスなりが近くの方に周知されて、それが直接その方だけではなく、いろんなものに広がって、そこへいろんな方を呼び込んでいくという効果は、実は私は大変考えられると思いますので、今のところは設置の予定はないということですが、図書館も改築を含めて考えるということですので、見通しのさらなる改善等を含めて、その辺の検討をお願いしまして、本日の私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長野 正明） これで平山賢治議員の一般質問を終わります。

○議長（長野 正明） 以上で本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会といたします。お疲れでした。

散会 午後1時41分
